歴代志略下

第一章

一 ダビデの子ソロモン堅くその國にたてりその神ヱホバこれとともに在して之を甚だ大ならしめたまひき　二 茲に(イ)ソロモン、イスラエルの一切(ロ)の人々すなはち千人(ニ)の長百(ハ)人の長裁判人ならびにイスラエルの全地の諸の牧伯等宗家の長などに告る所あり　三 而してソロモンおよび全會衆ともにギベオン(ホ)なる崇邱に往りヱホバの僕モーセが荒野にて作りたる神の集會の幕屋かしこにあればなり　四 されど(ヘ)神の契約の匱はダビデすでにキリアテヤリムよりこれが爲に備へたる處に携へ上れりダビデ曩にヱルサレムにて之が爲に幕屋を張まうけたりき　五 またホルの子ウリの子なる(ト)ベザレルが作りたる銅(チ)の壇彼處においてヱホバの幕屋の前にありソロモンおよび會衆これに就きて求む　六 即ちソロモン彼處に上りゆき集會の幕屋の中にあるヱホバの前なる銅の壇に就き燔祭(リ)一千を其上に獻げたり

七 その夜神ソロモンに顯れてこれに言たまひけるは我なんぢに何を與ふべきか求めよ　八 ソロモン神に申しける(ヌ)は汝は我父ダビデに大なる恩惠をほどこし又我をして彼(ル)に代りて王とならしめたまへり　九 今ヱホバ神よ願くは我父ダビデに宣ひし事を堅うしたまへ其(ヲ)は汝地の塵のごとき衆多の民の上に我を王となしたまへばなり　一〇 我が此民(ワ)の前に出入することを得んために今我(カ)に智慧と智識とを與へたまへ斯のごとき大なる汝の民を誰か鞫きえんや　一一 神(ヨ)ソロモンに言たまひけるは此事なんぢの心にあり汝は富有をも財寶をも尊貴をも汝を惡む者の生命をも求めずまた壽長からんことをも求めず惟智慧と智識とを已のためにもとめて我が汝を王となしたる我民を鞫かんとすれば　一二 智慧と智識は已に汝に授かれり我また汝(タ)の前の王等の未だ得たること有ざる程の富有と

イ 王上二・四六　ロ 創三九・二　ハ 代上二九・二五　ニ 代上二七・一　ホ 王上三・四　代上一六・三九、二一・二九　ヘ 申後六・二、一七　代上一五・一　ト 出三一・二　チ 出二七・一、二、三八・一、二　リ 王上三・四　ヌ 王上三・五、六　ル 代上二八・五　ヲ 王上三・七、八　ワ 民二七・一七　申三一・二　カ 王上三・九　ヨ 王上三・一一―一三　タ 代上二九・二五　代下九・二二　傳二・九

一二 財寶と尊貴とを汝に與へん汝の後の者もまた是のごときを得ざるべし　一三 斯てソロモンはギベオンの崇邱を去
り集會の幕屋の前を去りてヱルサレムに歸りイスラエルを治めたり
一四 一四 ソロモン(イ)戰車と騎兵とを集めしに戰車一千四百輛騎兵一萬二千人ありきソロモンこれを戰車の邑
一五 邑に置き又ヱルサレムにて王の所に置り　一五 (ロ)王銀と金とを石のごとくヱルサレムに多からしめまた香柏を平野の
一六 桑樹のごとく多からしめたり　一六 ソロモン(ハ)の有る馬は皆エジプトよりひききたれり王の商賈一群一群となして之
一七 を取いだし群ごとに價金をはらへり　一七 エジプトより取いだして携へ上る戰車一輛は銀六百馬一匹は百五十
なりき是のごとくヘテ人の諸の王等およびスリアの王等のためにもその手をもて取いだせり

第二章

一 二 一 茲にソロモン、ヱホバ(ニ)の名のために一の家を建てまた己の國のために一の家を建んとし　二 ソロ
モンすなはち荷を負べき者七萬人山において木や石を斫べき者八萬人是等を監督すべき者三千六百(ホ)
三 人を數へ出せり　三 ソロモンまづツロの王ヒラムに人を遣して言しめけるは汝はわが父ダビデにその住むべき家
四 を建る香柏をおくれり(ヘ)請ふ彼になせしごとく亦我にもせよ　四 今(ト)我わが神ヱホバの名のために一の家を建て之を
聖別て彼に奉つり彼の前に(チ)馨しき香を焚き(リ)常に供前のパンを供へ(ヌ)燔祭を朝夕に獻げまた安息日月朔ならびに我ら
五 の神ヱホバの節期などに獻げんとす是はイスラエルの永く行ふべき事なればなり　五 我建る家は大なり其は我ら(ル)
六 の神は諸の神よりも大なればなり　六 (ヲ)然ながら天も諸天の天も彼を容ること能はざれば誰か彼のために家を建る
七 ことを得んや我は何人ぞや爭か彼のために家を建ることを得ん唯彼の前に香を焚くためのみ　七 然ば請ふ今金銀
銅鐵の細工および紫赤青の製造に精しく雕刻の術に巧なる工人一箇を我に遣り(ワ)我父ダビデが備へおきたるユダ

イ 王上四・二六、一〇・二六 代下九・二五　ロ 王上一〇・二七 代下九・二七 伯二二・二四　ハ 王上一〇・二八、二九 代下九・二八　ニ 王上五・五　ホ 王上五・一五 代下二・一八　ヘ 代上一四・一　ト 代下二・一　チ 出三〇・七　リ 出二五・三〇 利二四・八　ヌ 民二八・三、九、一一　ル 詩一三五・五　ヲ 王上八・二七 代下六・一八 賽六六・一　ワ 代上二二・一五

カ 王上五・六　九・八　二五、一二四・八、　一五 默一〇・六　ネ 代下二・一〇　一六、九・二〇、二　ム 代上二二・二
ヨ 王上五・一一　レ 創一、二・　一三六・五、六　ソ 王上五・七　ナ 王上五・八、九　一 代下二・二、八　ウ 代下二・二
タ 王上一〇・九 代下　詩三三・六、一〇二　徒四・二四、一四・　ツ 王上七・一三、一四　ラ 王上五・一三、一五、・七、八

八 とヱルサレムのわが工人とともに操作しめよ　八 請ふ汝また香柏 松木および白檀をレバノンより我におくれ我
九 なんぢの僕等がレバノンにて木を斫ることを善するを知るなり我僕また汝の僕と共に操作べし　九 是のごとく
一〇 して我ために材木を多く備へしめよ其は我が建んとする家は高大を極むる者なるべければなり　一〇 我は木を斫る
汝の僕に搗麥二萬石 大麥二萬石 酒二萬バテ 油二萬バテを與ふべしと
一一 一一 是においてツロの王ヒラム書をソロモンにおくりて之に答へて云ふヱホバその民を愛するが故に汝をもて
一二 之が王となせりと　一二 ヒラムまた言けるは天地の造主なるイスラエルの神ヱホバは讃べきかな彼はダビデ王に賢
き子を與へて之に分別と才智とを賦け之をしてヱホバのために家を建てまた己の國のために家を建ることを得せ
一三 一四 しむ　一三 今我わが達人ヒラムといふ才智ある工人一人を汝におくる　一四 彼はダンの子孫たる婦の産る者にて其父
はツロの人なるが金銀銅鐵木石の細工および紫 布青布細布赤布の織法に精しく又能く各種の雕刻を爲し奇巧を
凝して 諸の工をなすなり然ば彼を用ひてなんぢの工人および汝の父わが主ダビデの工人とともに操作しめよ
一五 一六 一五 是については我主の宣まへる小麥 大麥 油および酒をその僕等に遣りたまへ　一六 汝の凡て需むるごとく我ら
レバノンより木を斫いだしこれを筏にくみて海よりヨッパにおくるべければ汝これをヱルサレムに運びのぼり
たまへと
一七 一七 こゝにおいてソロモンその父ダビデが核數しごとくイスラエルの國にをる異邦人をことごとく核數みるに
一八 合せて十五萬三千六百人ありければ　一八 その七萬人をもて荷を負ふ者となし八萬人をもて山にて木や石を斫る者
となし三千六百人をもて民を操作かしむる監督者となせり

第三章

一 ソロモン、ヱルサレムのモリア(イ)山にヱホバ(ロ)の家を建ることを始む彼處はその父ダビデにヱホバの顯はれたまひし所にて即ちヱブス人オルナン(ハ)の打場の中にダビデが備へし處なり 二 之を建ることを始めたるはその治世の四年の二月二日なり 三 ソロモンが神の家(ニ)を建るために置たる基は是のごとし長六十キユビト濶二十キユビト皆古の尺に循がふ 四 家の前の廊(ホ)は家の濶にしたがひてその長二十キユビトまたその高は百二十キユビトその内は純金をもて蔽ふ 五 またその大殿(ヘ)は松の木をもて張つめ美金をもて之を蔽ひその上に棕櫚と鏈索の形を施こし 六 また寶石をもてその家を美しく飾るその金はパルワイムの金なり 七 彼また金をもてその家その梁その閾その壁およびその戸を蔽ひ壁の上にケルビムを刻つく

八 また至聖所の家を造りしがその長は家の濶にしたがひて二十キユビトその濶も二十キユビト、美金をもてこれを蔽ふその金六百タラント 九 その釘の金は重五十シケルまた上の室も金にて覆ふ

一〇 また(ト)至聖所の家の内に彫鏤めたる二のケルビムを造り金をこれに覆ふ 一一 そのケルビムの翼は長二十キユビト此ケルブの一の翼は五キユビトにして家の壁に達しその他の翼も五キユビトにして彼のケルブの翼に達す 一二 また彼ケルブの一の翼は五キユビトにして家の壁に達しその他の翼も五キユビトにして此ケルブの翼と相接はる 一三 是等のケルビムの翼はその舒ひろがること二十キユビト共にその足にて立ちその面を家に向く

一四 彼また(チ)青紫赤の布および細布をもて障蔽の幕を作りケルビムをその上に繍ふ

一五 また家の前に柱二本(リ)を作るその高は三十五キユビトその頂の頭は五キユビト 一六 また環飾を造り鏈索を之に繞らしてこれを柱の頂に施こし石榴(ヌ)一百をつくりてその鏈索の上に施こす 一七 この柱(ル)を拜殿の前に竪て一本

イ 創二二・二、一四　二・一　ヘ 王上六・一七　・五一　來九・三　ヌ 王上七・二〇
ロ 王上六・一　ニ 王上六・二　ト 王上六・二三　リ 王上七・一五―二一　ル 王上七・二一
ハ 代上二一・一八、二　ホ 王上六・三　チ 出二六・三一、二七　耶五二・二一

チ 出二七・一、二 王下一六・一四 結四三・一三、一六 ワ 王上七・二三 カ 王上七・二四―二六 ヨ 王上七・二六 タ 王上七・三八 レ 王上七・四九 ソ 出二五・三一、四〇 ツ 王上七・四八 ネ 王上六・三六 ナ 王上七・三九 ラ 王上七・四〇 ム 王上七・四一 ウ 王上七・二〇 ヰ 王上七・四七、四三 ノ 王上七・一四、四五

を右に一本を左に置ゑ右なる者をヤキンと名け左なる者をボアズと名く

第四章

一 ソロモンまた銅(チ)の壇を作れりその長二十キユビト濶二十キユビトその高十キユビト 二 また(ワ)海を鑄造れり此邊より彼邊まで十キユビトにしてその周圍は圓くその高は五キユビトその周圍には三十キユビトの繩をめぐらすべし 三 (カ)その下には牛の像ありてその周圍を繞る即ち一キユビトに十宛ありて海の周圍を繞れり此牛は二行にして海を鑄る時に鑄付たるなり 四 その海は十二の牛の上に立りその三は北にむかひ三は西にむかひ三は南にむかひ三は東にむかふ海はその上にありて牛の後はみな内にむかふ 五 その厚は手寛その邊は百合花形にして杯の邊の如くに作れり是は(ヨ)三千バテを受容る 六 彼また洗盤(タ)十箇を作りて五箇を右に五箇を左に置たり是はものを洗ふ所にして燔祭の品をその中にて灌ぐ海は祭司が其身を洗ふ處なり

七 また金の燈臺(レ)十をその例規(ソ)に從ひて作り拜殿の中に五を右に五を左に置き 八 また案(ツ)十を作りて拜殿の中に五を右に五を左に据ゆ又金の鉢一百を作れり 九 彼また祭司(ネ)の庭と大庭および庭の戸を作り銅をもてその扉を覆ふ 一〇 海は(ナ)東のかた右の方に置て南に向はしむ 一一 ヒラム(ラ)また鍋と火鏟と鉢とを作れり 斯ヒラムはソロモン王のためになせる神の家の諸の工事を終たり 一二 即ち二の柱と毬(ム)とその二の柱の頂の頭およびその柱の頂なる頭の二の毬を包む二の網工 一三 ならびに其ふたつの網工(ウ)の上にほどこす石榴四百この石榴は各々の網工の上に二行づつありて柱の頂なる頭の二の毬を包む 一四 また臺を作り臺の上の洗盤を作れり 一五 また一の海とその下なる十二の牛 一六 および鍋火鏟肉叉など ヱホバの家の諸(ヰ)の器具を達人(ノ)ヒラム ソロ

一七 モン王の爲に作りたり是みな磨銅なり　一七王（イ）ヨルダンの窪地に於てスコテとゼレダタの間の黏土の地にて是等
一八 を鑄させたり　一八是（ロ）のごとくソロモン是らの諸の器皿を甚だ多く造りたれば其の銅の重は測られざりき
一九 二〇 一九ソロモン（ハ）神の家の一切の器皿を造れり即ち金の壇供前（ニ）のパンを載る案　二〇また定規（ホ）のごとく神殿の
二一 前にて火（ヘ）をともすべき純金の燈臺およびその燈盞　二一その花その燈盞その燈鉗是等は金の純精なる者
二二 なり　二二また剪刀鉢匙火盤是等も純金なり又家の內の戸すなはち至聖所の戸および拜殿の戸の肘釘是も
金なり

第五章

一 一斯（ト）ソロモンがヱホバの家のために爲る一切の工事をはれり是においてソロモンその父ダビデが
奉納たる物なる金銀および諸の器皿を携へいりて神の家の府庫の中に置り
二 二茲（チ）にソロモン、ヱホバの契約の匱をダビデ（リ）の邑シオンより舁のぼらんとてイスラエルの長老者と諸の支派
三 の長等イスラエルの子孫の宗家の長をヱルサレムに召集めければ　三イスラエル（ヌ）の人みな七月の節筵（ル）に當りて王
四 五 の所に集まり　四イスラエルの長老等みな至りレビ人契約の匱を執あげ　五その契約の匱と集會の幕屋と幕屋に
六 ありし諸の聖器を舁のぼれり即ち祭司レビ人これを舁のぼりぬ　六時にソロモン王および彼の許に集まれる
イスラエルの會衆契約の匱の前にありて羊と牛を獻げたりしがその數多くして書すことも數ふることも能はざり
七 き　七かくて祭司等ヱホバの契約の匱をその處に舁いれたり即ち室の神殿なる至聖所の中のケルビムの翼の下に
八 九 舁いりぬ　八ケルビムは翼を契約の匱の所の上に舒べケルビム上より契約の匱とその杠を掩ふ　九杠長かりけれ
一〇 ば杠の末は神殿の前の契約の匱より見えたり然れども外には見えざりき其は今日まで彼處にあり　一〇契約の匱の

イ 王上七・四六　ロ 王上七・四七　ハ 王上七・四八―五〇
ニ 出二五・三〇　ホ 出二七・二〇、二一　ヘ 出二五・三一
ト 王上七・五一　チ 王上八・一　リ 撒後六・一二
ヌ 王上八・二　ル 代下七・八―一〇

チ申一〇・二、五　代下六・一一
ワ代上二五・一
カ代上一五・二四
ヨ詩一三六・　代上一六・三四、四一
タ出四〇・三五　代下七・二
レ王上八・一二
ソ利一六・二
ツ代下一二・一三
ネ代上二八・四
ナ母後七・二　代上一七・一、二八・二

内には二枚の板の外何もあらず是はイスラエルの子孫のエジプトより出たる時ヱホバが彼らと契約を結びたまへ
る時にモーセがホレブにて藏めたる者なり
一一 斯て祭司等は聖所より出たり此にありし祭司はみな身を潔めその班列によらずして職務をなせり　一二 また
レビ人の謳歌者すなはちアサフ、ヘマン、ヱドトン及び彼らの子等と兄弟等はみな細布を纏ひ鐃鈸と瑟と琴とを
操て壇の東に立りまた祭司百二十人彼らとともにありて喇叭を吹り　一三 喇叭を吹く者と謳歌者とは一人のごとく
に聲を齊うしてヱホバを讃かつ頌へたりしが彼ら喇叭鐃鈸等の樂器をもちて聲をふりたて善かなヱホバその矜憫
は世々限なしと言てヱホバを讃ける時に雲その室すなはちヱホバの室に充り　一四 祭司は雲の故をもて立て奉事を
なすことを得ざりきヱホバの榮光神の室に充たればなり

第六章

一 是においてソロモン言けるはヱホバは濃き雲の中に居んと言たまひしが　二 我汝のために住む
べき家永久に居べき所を建たりと　三 而して王その面をふりむけてイスラエルの全會衆を祝せり
時にイスラエルの會衆は皆立をれり
四 彼いひけるはイスラエルの神ヱホバは讃べき哉ヱホバはその口をもて吾父ダビデに言ひその手をもて之を
成とげたまへり　五 即ち言たまひけらく我はわが民をエジプトの地より導き出せし日より我名を置べき家を建
しめんためにイスラエルの諸の支派の中より何の邑をも選みしこと無く又何人をも選みて我民イスラエルの君と
なせしこと無し　六 只我はわが名を置くためにヱルサレムを選みまた我民イスラエルを治めしむるためにダビデ
を選めり　七 夫イスラエルの神ヱホバの名のために家を建ることは我父ダビデの心にありき　八 然るにヱホバ

九 わが父ダビデに言たまひけるは我名のために家を建ること汝の心にあり汝の心にこの事あるは善し　九然れども
一〇 汝はその家を建べからず汝の腰より出る汝の子その人わが名のために家を建べしと　一〇而してヱホバその言たま
ひし言をおこなひたまへり即ち我わが父ダビデに代りて立ちヱホバの言たまひしごとくイスラエルの位に坐し
一一 イスラエルの神ヱホバの名のために家を建て　一一その中に(イ)ヱホバがイスラエルの子孫になしたまひし契約を容る
匱をさめたりと
一二 一三 　一二ソロモン、イスラエルの全會衆の前にてヱホバの壇の前に立てその手を舒ぶ　一三ソロモンさきに長五キユ
ビト濶(ロ)五キユビト高三キユビトの銅の臺を造りてこれを庭の眞中に据おきたりしが乃ちその上に立ちイスラエル
一四 の全會衆の前にて膝をかゞめ其手を天に舒て　一四言けるはイスラエルの神ヱホバよ天にも(ハ)地にも汝のごとき神な
一五 し汝は契約を保ちたまひ心を全うして汝の前に歩むところの汝の僕等に恩惠を施こしたまふ　一五汝は(ニ)汝の僕わが
一六 父ダビデにのたまひし所を保ちたまへり汝は口をもて言ひ手をもて成就たまへること今日のごとし　一六イスラ
エルの神ヱホバよ然ば汝が僕わが父ダビデに語りて若し汝(ホ)の子孫その道を愼みて汝がわが前に歩めるごとくに
我律法にあゆまば(ヘ)イスラエルの位に坐する人わが前にて汝に缺ること無るべしと言たまひし事をダビデのために
一七 保ちたまへ　一七然ばイスラエルの神ヱホバよ汝が僕ダビデに言たまへるなんぢの言に效驗あらしめたまへ
一八 　一八但し神果して地の上に人とともに居たまふや夫天も(ト)諸天の天も汝を容るに足ず況て我が建たる此家をや
一九 二〇 　一九然れども我神ヱホバよ僕の祈禱と懇願をかへりみて僕が今汝の前に祈るその號呼と祈禱を聽たまへ　二〇願く
は汝の目を夜晝此家の上即ち汝が其名を置んと言たまへる所の上に開きたまへ願くは僕がこの處にむかひて祈ら

イ 代下五・一〇
ロ 王上八・二二
ハ 出一五・一一　申四・三九、七・九
ニ 代上二二・九
ホ 詩一三二・一二
ヘ 撒後七・一二、一六　王上二・四、六・一二　代下七・一八
ト 代下二・六　賽六六・一　徒七・四九
チ 王上一七・一
リ 代下二〇・九
ヌ 代上二八・九

二一 ん祈禱を聽たまへ　二一願くは僕と汝の民イスラエルがこの處にむかひて祈る時にその懇願を聽たまへ請ふ汝の
住處なる天より聽き聽て赦したまへ
二二 二二人その隣人にむかひて罪を犯せることありてその人誓をもて誓ふことを要められんに若し來りてこの家に
二三 おいて汝の壇の前に誓ひなば　二三汝天より聽て行ひ汝の僕等を鞫き惡き者に返報をなしてその道をその首に歸し
義者を義としてその義にしたがひて之を待ひたまへ
二四 二四汝の民イスラエルなんぢに罪を犯したるがために敵の前に敗れんに若なんぢに歸りて汝の名を崇め此家に
二五 て汝の前に祈り願ひなば　二五汝天より聽て汝の民イスラエルの罪を赦し汝が彼等とその先祖に與へし地に彼等を
歸らしめたまへ
二六 二六彼らが汝に罪を犯したるがために天閉(チ)て雨なからんに彼ら若この處にむかひて祈り汝の名を崇め汝が
二七 彼らを苦しめたまふ時にその罪を離れなば　二七汝天より聽きて汝の僕等なんぢの民イスラエルの罪を赦したまへ
汝既にかれらにその歩むべき善道を敎へたまへり汝の民に與へて產業となさしめたまひし汝の地に雨を降し
たまへ
二八 二八若くは國に饑饉あるか若くは疫病枯死朽腐蝗賊稲蟲あるか若くは其敵かれらをその國の邑に圍む等
二九 如何なる災禍(リ)如何なる疾病あるとも　二九もし一人或は汝の民イスラエルみな各々おのれの災禍と憂患を知てこの
三〇 家にむかひて手を舒なば如何なる祈禱如何なる懇願をなすとも　三〇汝の住處なる天より聽て赦し各々の人にその
三一 心を知たまふごとくその道々にしたがひて報いたまへ其は汝のみ人々(ヌ)の心を知たまへばなり　三一汝かく彼らをし
て汝が彼らの先祖に與へたまへる地に居る日の間つねに汝を畏れしめ汝の道に歩ましめたまへ

三二 且汝の民イスラエルの者にあらずして汝の大なる名と強き手と伸たる腕とのために遠き國より來れる(イ)
三三 異邦人においてもまた若來りてこの家にむかひて祈らば　汝の住處なる天より聽き凡て異邦人の汝に籲もとむ
るごとく成たまへ汝かく地の諸の民をして汝の名を知らしめ汝の民イスラエルの爲ごとくに汝を畏れしめ又わが
建たる此家は汝の名をもて稱らるゝといふことを知しめたまへ
三四 汝の民その敵と戰はんとて汝の遣はしたまふ道に進める時もし汝が選びたまへるこの邑およびわが汝の名
三五 のために建たる家にむかひて汝に祈らば　汝天より彼らの祈禱と懇願を聽て彼らを助けたまへ
三六 人は(ロ)罪を犯さゞる者なければ彼ら汝に罪を犯すことありて汝かれらを怒り彼らをその敵に付したまひて敵
三七 かれらを虜として遠き地または近き地に曳ゆかん時　彼らその擄れゆきし地において自ら心に了るところあり
三八 其俘擄の地において飜へりて汝に祈り我らは罪を犯し悖れる事を爲し惡き事を行ひたりと言ひ　その擄へゆか
れし俘擄の地にて一心一念に汝に立歸り汝がその先祖に與へたまへる地にむかひ汝が選びたまへる邑と我が汝の
三九 名のために建たる家にむかひて祈らば　汝の住處なる天より彼らの祈禱と懇願を聽て彼らを助け汝の民が汝に
むかひて罪を犯したるを赦したまへ
四〇 四一 然ば我神よ願くは此處にて爲す祈禱に汝の目を開き耳を傾けたまへ　(ハ)ヱホバ神よ今汝および汝の力あ
る契約の匱起て汝の安居の所(ニ)にいりたまへヱホバ神よ願くは汝の祭司等に拯救の衣を纏はせ汝の聖徒等に恩惠を(ホ)
四二 喜こばせたまへ　ヱホバ神よ汝の膏そゝぎし者の面を黜ぞけたまふ勿れ汝の僕ダビデの德行を記念たまへ(ヘ)

第七章

一 (ト)ソロモン祈ることを終し時天より火くだりて(チ)燔祭と犧牲とを焚きヱホバの榮光その家に充り(リ)

イ 約一二・二〇　徒八・二七
ロ 箴二〇・九　傳七・二〇　雅三・二　約壹一・八
ハ 詩一三二・八—一〇、一六
ニ 代上二八・二
ホ 尼九・二五
ヘ 詩一三二・一　賽五五・三
ト 王上八・五四
チ 利九・二四　士六・二一　王上一八・三八　代上二一・二六
リ 王上八・一〇、一一　代下五・一三、一四　結一〇・三、四

ヌ 代下五・一四 ル 代下五・一三 詩一三六・一
ヲ 代上一六・四一 代下二〇・二一 ワ 王上八・六二、六三
カ 代上一五・一六 ヨ 代下五・一二 タ 王上八・六四
レ 王上八・六五 ソ 耆一三・三 ツ 王上八・六六
ネ 王上九・一 ナ 申一二・五 ラ 代下六・二六、二八

二 ヱホバの榮光ヱホバの家に充しに因て祭司はヱホバの家に入ことを得ざりき 三 イスラエルの子孫は皆火の降
(ヌ)れるを見またヱホバの榮光のその家にのぞめるを見て敷石の上にて地に俯伏て拜しヱホバを讃て云り善かな(ル)ヱホ
バその恩惠は世々限なしと
四 (ヲ)斯て王および民みなヱホバの前に犧牲を獻ぐ 五 ソロモン王の獻げたる犧牲は牛二萬二千 羊十二萬 斯王
と民みな(ワ)神の家を開けり 六 (カ)祭司は立てその職をなしレビ人はヱホバの樂器を執て立つ其樂器はダビデ王彼らの
手によりて讃美をなすに當り自ら作りてヱホバの恩惠は世々限なしと頌へしめし者なり(ヨ)祭司は彼らの前にありて
喇叭を吹きイスラエルの人は皆立をる 七 ソロモンまたヱホバの家の前なる庭の中を聖め其處にて燔祭と酬恩祭
の脂とを獻げたり是はソロモンの造れる銅の壇(タ)その燔祭と素祭と脂とを受るに足ざりしが故なり
八 (レ)その時ソロモン七日の間節筵をなしけるがイスラエル全國の人々すなはちハマテの入口より(ソ)エジプトの河
までの人々あつまりて彼とともにあり其會はなはだ大なりき 九 かくて第八日に聖會を開けり彼らは七日のあひ
だ壇奉納の禮をおこなひまた七日のあひだ節筵を守りけるが 一〇 (ツ)七月の二十三日にいたりてソロモン民をその
天幕に歸せり皆ヱホバがダビデ、ソロモンおよびその民イスラエルに施こしたまひし恩惠のために喜こび且心に
樂しみて去り
一一 ソロモン、ヱホバの家と王の家とを造了へヱホバの家と己の家とにつきて爲んと心に思ひし事を盡く成就
たり 一二 (ネ)時にヱホバ夜ソロモンに顯れて之に言たまひけるは我すでに汝の祈禱を聽きまた此處を(ナ)わがために選び
て犧牲を獻ぐる家となす 一三 (ラ)我天を閉て雨なからしめ又は蝗賊に命じて地の物を食はしめ又は疫病を我民の中に

一四 おくらんに　一四我名をもて稱らるゝ我民もし自ら卑くし祈りてわが面を求めその惡き道を離れなば我天より聽て
一五 一六 その罪を赦しその地を醫さん　一五今より我(イ)この處の祈禱に目を啓き耳を傾むけん　一六今我(ニ)すでに此家を選びかつ(ロ)
一七 聖別む我名は永く此にあるべしまた我目もわが心も恒に此にあるべし　一七汝もし汝の父ダビデの歩みしごとく我
一八 前に歩み我が汝に命じたるごとく凡て行ひてわが法度と律例を守らば　一八我は(ホ)汝の父ダビデに契約してイスラエ(ヘ)
ルを治むる人汝に缺ること無るべしと言しごとく汝の國の祚を堅うすべし
一九 二〇 一九然ど(ト)汝ら若ひるがへり我が汝らの前に置たる法度と誡命を棄て往て他の神々に事へかつ之を拜まば　二〇我
かれらを我が與へたる地より拔さるべし又我名のために我が聖別たる此家は我これを我前より投棄て萬國の中に
二一 諺語となり嘲笑とならしめん　二一且又この家は高くあれども終にはその傍を過る者は皆これに驚きて言んヱホバ(チ)
二二 何故に此地に此家に斯なしたるやと　二二人これに答へて言ん彼ら己の先祖をエジプトの地より導き出しゝその神
ヱホバを棄て他の神々に附從がひ之を拜み之に事へしによりてなりヱホバ之がためにこの諸の災禍を彼らに降
せりと

第八章

一 二 一ソロモン(リ)二十年を經てヱホバの家と己の家を建をはりけるが　二ヒラム邑幾何をソロモンに歸し
ければソロモンまた之を建なほしイスラエルの子孫をしてその中に住しむ
三 四 三ソロモンまたハマテゾバに往て之に勝り　四彼また(ヌ)曠野のタデモルを建てハマテの諸の府庫邑を建つ
五 六 五また上ベテホロンおよび下ベテホロンを建つ是は堅固の邑にして石垣あり門あり關木あり　六ソロモンまた
バアラテとおのが有る府庫の邑々と戰車の諸の邑々と騎兵の邑々ならびにそのヱルサレム、レバノンおよび

イ 雅四・一〇　ニ 王上九・三 代下六・六　ヘ 代下六・一六　リ 王上九・一〇
ロ 代下六・二七、三〇　ト 利二六・一四、三三 申二八・一五、三六、三七　チ 申二九・二四 耶二二・八、九
ハ 代下六・四〇　ホ 王上九・四　ヌ 王上九・一七

ル 王上九・二〇
ヲ 王上九・二三
ワ 王上三・一、七・八、九・二四
カ 出二九・三八、民二八・三、九、一一、二六、二九・一
ヨ 出二三・一四、申一六・一六
タ 代上二四・一、二六・一
レ 代上二五・一
ソ 代上九・一七、

己が治むるところの全地に建んと望みし者を盡く建つ
七凡てイスラエルの子孫にあらざるヘテ人アモリ人ペリジ人ヒビ人ヱブス人の遺れる者　八その地にありて
彼らの(ル)後に遺れるその子孫即ちイスラエルの子孫の滅ぼし盡さゞりし民はソロモンこれを使役して今日にいたる
九然れどもイスラエルの子孫をばソロモン一人も奴隷となして其工事に使ふことをせざりき彼らは軍人となり
軍旅の長となり戰車と騎兵の長となれり　一〇ソロモン王の有司の首は二百五十人(ワ)ありて民を統ぶ
一一ソロモン、パロ(ヲ)の女をダビデの邑より携へのぼりて曩にこれがために建おきたる家にいたる彼すなはち
言り我妻はイスラエルの王ダビデの家に居べからずヱホバの契約の匱のいたれる處は皆聖ければなりと
一二茲にソロモン曩に廊の前に築きおきたるヱホバの壇の上にてヱホバに燔祭を獻ぐることをせり　一三即ち
モーセの命令(カ)にしたがひて毎日例のごとくに之を獻げ安息日月朔および年(ヨ)に三次の節會すなはち酵いれぬパンの
節と七週の節と結茅節とに之を獻ぐ
一四ソロモンその父ダビデの定めたる所にしたがひて祭司(タ)の班列を定めてその職に任じ又レビ(レ)人をその勤務に
任じて日々例のごとく祭司の前にて頌讚をなし奉事をなさしめ又(ソ)門を守る者をしてその班列にしたがひて諸門を
守らしむ神の人ダビデの命ぜしところ是の如くなりければなり　一五祭司とレビ人は諸の事につきまた府庫の事に
つきて王に命ぜられたる所に違ざりき
一六ソロモンはヱホバの家の基を置る日までにその工事の準備をことごとく爲しおきて遂に之を成をへたれば
ヱホバの家は全備せり

一七 茲にソロモン、エドムの地の海邊にあるエジオンゲベルおよびエロテに往り（イ） 一八 時にヒラムその僕等の手（ロ）
に託て船を彼に遣りまた海の事を知る僕等を遣りけるが彼等すなはちソロモンの僕とともにオフルに往て彼處よ
り金四百五十タラントを取てソロモン王の許に携へ來れり

第九章

一 茲にシバの女王ソロモンの風聞を聞および難問をもてソロモンを試みんとて甚だ衆多の部從をし
たがへ香物（ハ）と夥多き金と寶石とを駱駝に負せてヱルサレムに來りソロモンの許にいたりてその心に
ある所をことごとく之に陳けるに 二 ソロモンこれが問に盡く答へたりソロモンの知ずして答へざる事は無りき
三 シバの女王ソロモンの智慧とその建たる家を觀 四 またその席の食物とその諸臣の列坐る狀とその侍臣の伺候
狀と彼らの衣服およびその酒人とその衣服ならびに彼がヱホバの家に上りゆく昇道を觀におよびて全くその氣を
奪はれたり 五 是において彼王に言けるは我が自己の國にて汝の行爲と汝の智慧とにつきて聞およびたる言は
眞實なりき 六 然るに我は來りて目に觀るまではその言を信ぜざりしが今視ば汝の智慧の大なる事我が聞たるは
その半分にも及ばざりき汝は我が聞たる風聞に愈れり 七 汝の人々は幸福なるかな汝の前に常に立て汝の智慧を
聽る此なんぢの臣僕等は幸福なるかな 八 汝の神ヱホバは讃べき哉彼なんぢを悅こびてその位に上らせ汝の神ヱ
ホバの爲に汝を王となしたまへり汝の神イスラエルを愛して永く之を堅うせんとするが故に汝を之が王となして
公平と正義を行はせたまふなりと
九 すなはち金百二十タラントおよび莫大の香物と寶石とを王に饋れりシバの女王がソロモン王に饋りたるが
如き香物は未だ曾て有ざりしなり 一〇（かのオフルより金を取きたりしヒラムの臣僕とソロモンの臣僕等また

イ 王上九・二六
ロ 王上九・二七 代下九・一〇、一三
ハ 王上一〇・一 太一二・四二 路一一・三一
ニ 代下八・一八
ホ 王上一〇・一一
ヘ 王上四・二六・一〇・二六 代下一・一四
ト 王上四・二一
チ 創一五・一八 詩七二・八

白檀木と寶石とをも携さへいたりければ　一一 王その白檀木をもてヱホバの家と王の宮とに段階を作りまた謳歌者
（ホ）のために琴と瑟とを作れり是より前には是のごとき者ユダの地に見しこと無りき　一二 ソロモン王シバの女王に
物を饋りてその携へきたれる所に報いたるが上にまた之が望にまかせて凡てその求むる者を與へたり斯て彼は
その臣僕とともに去てその國に還りぬ
一三 一年にソロモンの所に來れる金の重量は六百六十六タラントなり　一四 この外にまた商賈および商旅の携
へきたる者ありアラビアの一切の王等および國の知事等もまた金銀をソロモンに携へ至れり　一五 ソロモン王展金
の大楯二百を作れりその大楯一枚には展金六百シケルを用ふ　一六 また展金の小干三百を作れり其小干一枚には金
三百シケルを用ふ王これらをレバノン森の家に置り　一七 王また象牙をもて大なる寶座一を造り純金をもて之を蔽
へり　一八 その寶座には六の階級あり又金の足臺ありて共にその寶座に連なりその坐する處の此旁彼旁に扶手あり
て扶手の側に二頭の獅子立をり　一九 その六の階級に十二の獅子ありて此旁彼旁に立り是のごとき者を作れる國は
未だ曾て有ざりしなり　二〇 ソロモン王の用ゐる飲料の器は皆金なりまたレバノン森の家の器もことごとく精金な
り銀はソロモンの世には何とも算ざりしなり　二一 其は王の舟ヒラムの僕を乘てタルシシに往き三年毎に一回その
舟タルシシより金銀象牙猿および孔雀を載て來りたればなり
二二 ソロモン王は天下の諸王に勝りて富有と智慧とをもちたれば　二三 天下の諸王みな神がソロモンの心に授け
たまへる智慧を聽んとてソロモンの面を見んことを求め　二四 各々その禮物を携さへ來る即ち銀の器金の器
衣服甲冑香物馬騾など年々定分ありき　二五 ソロモン戰車（ヘ）の馬四千厩騎兵一萬二千あり王これを戰車の邑々
に置きまたヱルサレムにて自己の所に置り　二六 （ト）彼は（チ）河よりペリシテの地とエジプトの界までの諸王を統治めたり

二七 王(イ)は銀を石のごとくヱルサレムに多からしめまた香柏を平野の桑木のごとく多からしめたり 二八 また(ロ)人衆エジプトなどの諸國より馬をソロモンに牽いたれり
二九 ソロモン(ハ)のその餘の始終の行爲は預言者ナタンの書とシロ人アヒヤ(ニ)の預言と先見者イド(ホ)がネバテの子ヤラベアムにつきて述たる默旨の中に記さるゝにあらずや 三〇 ソロモン(ヘ)はヱルサレムにて四十年の間イスラエルの全地を治めたり 三一 ソロモンその先祖等と倶に寢りてその父ダビデの邑に葬られ其子レハベアムこれに代りて王となれり

第一〇章

一 爰にレハベアム(ト)、シケムに往り其はイスラエルみな彼を王となさんとてシケムに到りたればなり
二 ネバテの子ヤラベアムはさきにソロモン王(チ)の面を避てエジプトに逃れ居しがこのことを聞てエジプトより歸れり 三 人衆人を遣はして之を招きたるなり斯てヤラベアムとイスラエルの人みな來りてレハベアムに語りて言けるは 四 汝の父我らの軛を苦しくせり然ば汝今汝の父の苦しき役とその我らに蒙らせたる重き軛を輕くしたまへ然れば我儕なんぢに事へん 五 レハベアムかれらに言けるは汝ら三日を經て再び我に來れと民すなはち去り
六 是においてレハベアム王その父ソロモンの生る間これが前に立たる老人等に計りて言けるは汝ら如何に敎へて此民に答へしむるや 七 彼らレハベアムに語りて言けるは汝もし此民を厚く待ひ之を悅こばせ善言を之に語らば永く汝の僕たらんと 八 然るに彼その老人等の敎へし敎を棄て自己とともに生長て己の前に立ところの少年等と計れり 九 即ち彼らに言けるは汝ら如何に敎へて我らをして此我に語りて汝の父の我らに蒙むらせし軛を輕

イ 王上一〇・二七 代下一・一五　ロ 王上一〇・二八 代下一・一六　ハ 王上一一・四一　ニ 王上一一・二九　ホ 代下一二・一五、一三・二二　ヘ 王上一一・四二、四三　ト 王上一二・一　チ 王上一一・四〇　リ 撒前二・二五 王上一二・一五、二四　ヌ 王上一一・二九　ル 王上一二・一九　ヲ 王上一二・二一　ワ 代下一二・一五

一〇 くせよと言ふ民に答へしむるやと　一〇彼とともに生長たる少年等かれに語りて言けるは汝に語りて汝の父我らの
軛を重くしたれば汝これを我らのために輕くせよと言たる此民に汝かく答へ斯これに言べし吾小指は我父の腰
一一 よりも太し　一一我父は汝らに重き軛を負せたりしが我は更に汝らの軛を重くせん我父は鞭をもて汝らを懲せしが
我は蠍をもて汝らを懲さんと
一二 　一二偖またヤラベアムと民等は皆王の告て第三日に再び我にきたれと言しごとく第三日にレハベアムに詣りし
一三 一四 に　一三王荒々しく彼らに答へたり即ちレハベアム王老人の教を棄て　一四少年の教のごとく彼らに告て言けるは
我父は汝らの軛を重くしたりしが我は更に之を重くせん我父は鞭をもて汝らを懲せしが我は蠍をもて汝らを懲さ
一五 んと　一五王かく民に聽ことをせざりき此事は神より出たる者にしてその然るはヱホバかつてシロ人(ヌ)アヒヤにより
てネバテの子ヤラベアムに告たる言を(リ)成就んがためなり
一六 　一六イスラエルの民みな王の己に聽ざるを見しかば王に答へて言けるは我らダビデの中に何の分あらんやヱッ
サイの子の中には所有なしイスラエルよ汝ら各々その天幕に歸れダビデ族よ今おのれの家を顧みよと斯イスラ
一七 一八 エルは皆その天幕に歸れり　一七但しユダの邑々に住るイスラエルの子孫の上にはレハベアムなほ王たりき　一八レ
ハベアム王役夫の頭なるアドラムを遣はしけるにイスラエルの子孫石をもてこれを撃て死しめたればレハベア
一九 ム王急ぎてその車に登りてヱルサレムに逃かへれり　一九(ル)是のごとくイスラエルはダビデの家に背きて今日に
いたる

第一一章

一 　一茲にレハベアム(ヲ)、ヱルサレムに至りてユダとベニヤミンの家より倔强の武者十八萬を集め而して
二 レハベアム國を己に歸さんためにイスラエルと戰はんとせしに　二ヱホバの言神の人シマヤ(ワ)に

臨みて云ふ　三ソロモンの子ユダの王レハベアムおよびユダとベニヤミンにあるイスラエルの人々に告て言べし
四ヱホバかく言ふ汝ら攻上るべからず又なんぢらの兄弟と戰ふべからず各々その家に歸れ此事は我より出たる者
なりと彼ら乃はちヱホバの言にしたがひヤラベアムに攻ゆくことを止て歸れり
五斯てレハベアム、ヱルサレムに居りユダに守衛の邑々を建たり　六即ちその建たる者はベテレヘム、エタ
ム、テコア　七ベテズル、シヨコ、アドラム　八ガテ、マレシヤ、ジフ　九アドライム、ラキシ、アゼカ　一〇ゾ
ラ、アヤロン、ヘブロン是等はユダとベニヤミンにありて守衛の邑なり　一一彼その守衛の邑々を堅固にし之に
軍長を置き糧食と油と酒とを貯はへ　一二またその一切の邑に盾と矛とを備へて之を甚だ強からしむユダとベニヤ
ミンこれに附り
一三イスラエルの全地の祭司とレビ人は四方の境より來りてレハベアムに投ず　一四即ちレビ人は(イ)その郊地と
産業とを離れてユダとヱルサレムに至れり是は(ロ)ヤラベアムとその子等かれらを廢して祭司の職をヱホバの前に
爲しめざりし故なり　一五(ハ)ヤラベアムは崇邱と(ニ)牡山羊と己が作れる(ホ)犢とのために自ら祭司を立つ　一六(ヘ)またイスラ
エルの一切の支派の中凡てその心を傾むけてイスラエルの神ヱホバを求むる者はその先祖の神ヱホバに禮物を獻
げんとてレビ人にしたがひてヱルサレムに至れり　一七是のごとく彼等ユダの國を固うしソロモンの子レハベアム
をして三年の間強からしめたり即ち民は三年の間ダビデとソロモンの(ト)道に歩めり
一八レハベアムはダビデの子ヱレモテの女マハラテを妻に娶れりマハラテはヱッサイの子エリアブの女アビ
ハイルの産し者なり　一九彼ヱウシ、シヤマリヤおよびザハムの三子を産む　二〇また之が後にアブサロムの女マア(チ)

イ 民三五・二　三・三三、一四・九　一〇・二〇　・一一、一八
ロ 代下一三・九　何一三・二　ホ 王上一二・二八　ト 代下一二・一
ハ 王上一二・三一　ニ 利一七・七　哥前　ヘ 代下一五・九、三〇　チ 王上一五・二

カを娶れり彼アビヤ、アツタイ、ジザおよびシロミテを産む　二一 レハベアムはアブサロムの女マアカをその一切の妻と妾とにまさりて愛せり彼は妻十八人妾六十人を取り男子二十八人女子六十人を擧く　二二 レハベアム、マアカの子アビヤを王となさんと思ふが故に之を立て首となしその兄弟の長となせり　二三 斯るが故に慧く取行ひ其男子等を盡くユダとベニヤミンの地なる守衛の邑々に散し置き之に糧食を多く與へかつ衆多の妻を求得させたり

第一二章

一 レハベアムその國を固くしその身を強くするに及びて(ル)ヱホバの律法を棄たりイスラエルみな之に倣ふ(ヌ)　二 彼ら斯ヱホバにむかひて罪を犯すによりてレハベアムの五年にエジプトの王シシヤク、ヱルサレムに攻のぼれり　三(ヲ) その戰車は一千二百騎兵は六萬また彼に從がひてエジプトより來れる民(ワ)ルビ人スキ人エテオピヤ人等は數しれず　四 彼すなはちユダの守衛の邑々を取り進てヱルサレムに至る　五 是においてレハベアムおよびユダの牧伯等シシヤクの故によりてヱルサレムに集まり居けるに預言者シマヤ(カ)これが許にいたりて之に言けるはヱホバかく言たまふ汝等(ヨ)は我を棄たれば我も汝らをシシヤクの手に遺おけりと　六 是をもてイスラエルの牧伯等および王は自ら(タ)卑くしてヱホバ(レ)は義と言り　七 ヱホバかれらが自ら卑くするを見たまひければヱホ(ソ)バの言シマヤに臨みて言ふ彼等は自ら卑くしたれば我かれらを滅ぼさず少く拯救を彼らに施こさん我シシヤクの手をもて我忿怒をヱルサレムに注さじ　八 然ながら彼等(ツ)は之が臣とならん是彼らが我(ネ)に事ふる事と國々の王等に事ふる事との辨をしらん爲なりと

九 エジプト(ナ)の王シシヤクすなはちヱルサレムに攻のぼりヱホバの家の寶物と王の家の寶物とを奪ひて盡く

一〇 これを取り又ソロモンの作りたる(イ)金の楯を奪ひされり　一〇是をもてレハベアム王その代に銅の楯を作り王の家の
一一 門を守る侍衛の長等の手にこれを交し置けるが　一一王ヱホバの家に入る時には侍衛きたりて之を負ひまた侍衛の
一二 房(ロ)にこれを持かへれり　一二レハベアム自ら卑くしたればヱホバの忿怒かれを離れこれを盡く滅ぼさんとは爲たま
はず又ユダにも善事ありき
一三 一三レハベアム王はヱルサレムにありてその力を強くし世を治めたり即ち(ハ)レハベアムは四十一歳のとき位に
即き十七年の間ヱルサレムにて世を治む是すなはちヱ(ニ)ホバがその名を置んとてイスラエルの一切の支派の中より
一四 選びたまへる邑なり彼の母はアンモニ人にしてその名をナアマといふ　一四レハベアムはヱホバを求むる事に心を
傾けずして惡き事を行へり
一五 一五レハベアムの始終の行爲は預言者シマヤの書および先見者(ホ)イドの書の中に系圖の形に記さるゝに非ずや
一六 レハベアムとヤラベアムの間には絶ず戰爭ありき　一六レハベアムその先祖等とともに寢りてダビデの邑に葬られ
其子(ヘ)アビヤ(ト)之にかはりて王となれり

第一三章

一 二 一ヤラベアム(チ)王の十八年にアビヤ、ユダの王となり　二ヱルサレムにて三年の間世を治めたり其母
はギベアのウリエルの女にして名をミカヤ(リ)といふ茲にアビヤとヤラベアムの間に戰爭あり
三 三アビヤは四十萬の軍勢をもて戰鬪に備ふ是みな倔强の猛き武夫なり又ヤラベアムは倔强の人八十萬をもて
四 之にむかひて戰爭の行伍を立つ是また大勇士なり　四時にアビヤ、エフライムの山地なるゼマライム(ヌ)山の上に
五 立て言けるはヤラベアムおよびイスラエルの人々皆聽よ　五汝ら知ずやイスラエルの神ヱホバ鹽(ル)の契約をもて

イ 王上一〇・一六、一七　代下九・一五、一六
ロ 撒後八・一八　ハ 王上一四・二一　ニ 代下六・六
ホ 代下九・二九、一二・二二　ヘ 王上一四・三〇
ト 王上一四・三一　チ 王上一五・一　リ 代下一一・二〇
ヌ 書一八・二二　ル 民一八・一九

チ撒後七・一二・一三、一六　一二・二〇　カ士九・四　一四・九　何八・六　レ出二九・三五　ネ出二七・二〇、二一　ラ徒五・三九
ワ王上一一・二六、　ヨ王上一二・二八、　タ代下一一・一四、一五　ソ代下二・四　ツ利二四・六　利二四・二、三　ナ民一〇・八　ム代下一四・一二

六　七　八　九　一〇　一一　一二　一三　一四　一五　一六　一七

イスラエルの國を永くダビデとその子孫に賜へり
六然るにダビデの子ソロモンの臣たるネバテの子ヤラベアム興りてその主君に叛き
七邪曲なる放蕩者これに集り附き自ら強くしてソロモンの子レハベアムに敵せしがレハベアムは少くまた心弱くして之に當る力なかりき
八今またなんぢらはダビデの子孫の手にあるヱホバの國に敵對せんとす汝らは大軍なり又ヤラベアムが作りて汝らの神と爲たる金の犢なんぢらと偕にあり
九汝らはアロンの子孫たるヱホバの祭司とレビ人とを逐放ち國々の民の爲がごとくに祭司を立るにあらずや即ち誰にもあれ少き牡牛一匹牡羊七匹を携へきたりて手に充す者は皆かの神ならぬ者の祭司となることを得るなり
一〇然ど我儕に於てはヱホバ我儕の神にましまして我儕は之を棄ずまたヱホバに事ふる祭司はアロンの子孫にして役事をなす者はレビ人なり
一一彼ら朝ごと夕ごとにヱホバに燔祭を獻げ香を焚くことを爲し又供前のパンを純精の案の上に供へまた金の燈臺とその燈盞を整へて夕ごとに點すなり斯われらは我らの神ヱホバの職守を守れども汝らは却て彼を棄たり
一二視よ神みづから我らとともに在して我らの大將となりたまふまた其祭司等は喇叭を吹ならして汝らを攻むイスラエルの子孫よ汝らの先祖の神ヱホバに敵して戰ふ勿れ汝ら利あらざるべければなりと
一三ヤラベアム伏兵を彼らの後に回らせたればイスラエルはユダの前にあり伏兵は其後にあり
一四ユダ後を顧みるに敵前後にありければヱホバにむかひて號呼り祭司等喇叭を吹り
一五ユダの人々すなはち吶喊を擧けるがユダの人々吶喊を擧るにあたりて神ヤラベアムとイスラエルの人々をアビヤとユダの前に打敗り給ひしかば
一六イスラエルの子孫はユダの前より逃はしれり神かく彼らを之が手に付したまひければ
一七アビヤとその民

彼らを夥多く擊殺せりイスラエルの殺されて倒れし者は五十萬人みな倔强の人なりき　一八是時にはイスラエルの子孫打負されユダの子孫勝を得たり是は彼らその先祖の神ヱホバを賴みしが故なり　一九アビヤすなはちヤラベアムを追擊て邑數箇を彼より取れり即ちベテル(イ)とその鄕里ヱシヤナとその鄕里エフロン(ロ)とその鄕里是なり　二〇ヤラベアムはアビヤの世に再び權勢を奮ふことを得ずヱホバに擊れて(ハ)死り(ニ)　二一然どアビヤは權勢を得妻十四人を娶り男子二十二人女子十六人を擧けたり　二二アビヤのその餘の作爲とその行爲とその言(ホ)は預言者イドの註釋に記さる

第一四章

一アビヤその先祖等とともに寢りてダビデの邑に葬られその子アサ(ヘ)これに代りて王となれりアサの代になりて其國十年の間平穩なりき　二アサはその神ヱホバの目に善と視正義と視たまふ事を行へり　三即ち異なる祭壇を取のぞき(ト)諸の崇邱を毀ち柱像(チ)を打碎きアシラ像(リ)を斫倒し　四ユダに命じてその先祖等の神ヱホバを求めしめその律法と誡命を行はしめ　五ユダの一切の邑々より崇邱と日の像とを取除けり而して國は彼の前に平穩なりき　六彼また守衛の邑數箇をユダに建たり是はその國平安を得て此年頃戰爭なかりしに因る即ちヱホバ彼に安息を賜ひしなり　七彼すなはちユダに言けるは我儕是等の邑を建てその四周に石垣を築き戍樓を起し門と門閂とを設けん我儕の神ヱホバを我儕求めしに因て此國なほ我儕の前にあり我ら彼を求めたれば四方において我らに平安を賜へりと斯彼ら阻滯なく之を建了たり　八アサの軍勢はユダより出たる者三十萬ありて楯と戈とを執りベニヤミンより出たる者二十八萬ありて小楯を執り弓を彎く是みな大勇士なり　九茲(ヌ)にエテオピア人ゼラ軍勢百萬人戰車三百輛を率ゐて攻きたりマレシヤ(ル)に至りければ　一〇アサこれに

イ代上五・二〇　詩二二・五　ロ書一五・九　ハ母前二五・三八　ニ王上一四・二〇　ホ代下一二・一五　ヘ王上一五・八　ト王上一五・一四　代下一五・一七　チ出三四・一三　リ王上一一・七　ヌ代下一六・八　ル書一五・四四　ヲ出一四・一〇　代下一三・一四　詩二二

・五 一八・一〇 ・二 ソ民二四・二 ツ雅四・八 三三・一二、一三 ナ代下二四・二〇 ウ申四・二九
ワ撒前一四・六 ヨ代下一三・一五 レ創三五・五 代下 一〇 代下二〇・一 士三・ ネ代上二八・九 代下 耶二九・一三 太七 ラ何三・四 ヰ士五・六
カ撒前一七・四五 鐵 タ創一〇・一九、二〇 一七・一〇 四、二四・二〇 一五・四、一五、 ・七 ム利一〇・一一 ノ太二四・七

一一 むかひて進み出で共にマレシヤのゼパタの谷において戰爭の陣列を立つ　一一 時にアサその神ヱホバにむかひて呼
はりて言ふヱホバよ力ある者を助くるも力なき者を助くるも汝においては異ること無し我らの神ヱホバよ我らを
助けたまへ我らは汝に倚賴み汝の名に託りて往て此群集に敵るヱホバよ汝は我らの神にましませり人をして汝に
一二 勝せたまふ勿れと　一二 ヱホバすなはちアサの前とユダの前においてエテオピア人を撃敗りたまひしかばエテオピ
一三 ア人逃はしりけるに　一三 アサと之に從がふ民かれらをグラルまで追撃り斯エテオピア人は倒れて再び振ふことを
一四 得ざりき其は彼等ヱホバとその軍旅に打敗られたればなりユダの人々の得たる掠取物は甚だ多りき　一四 かれらは
またグラルの四周の邑々を盡く撃やぶれり是その邑々ヱホバを畏れたればなり是において彼らその一切の邑より
一五 物を掠めたりしがその中より得たる掠取物は夥多かりき　一五 また家畜のをる天幕を襲ふて羊と駱駝を多く奪ひ取
り而してヱルサレムに歸りぬ

第一五章

一二 　一 茲に神の靈オデデの子アザリヤに臨みければ　二 彼出ゆきてアサを迎へ之に言けるはアサおよび
ユダとベニヤミンの人々よ我に聽け汝等がヱホバと偕にをる間はヱホバも汝らと偕に在すべし汝ら
三 若かれを求めなば彼に遇ん然どかれを棄なば彼も汝らを棄たまはん　三 抑イスラエルには眞の神なく敎訓を施こ
四 す祭司なく律法なきこと日久しかりしが　四 患難の時にイスラエルの神ヱホバに立かへりて之を求めたれば即ち
五六 これに遇り　五 當時は出る者にも入る者にも平安なく惟大なる苦患くにぐにの民に臨めり　六 國は國に邑は邑に
七 撃碎かる其は神諸の患難をもて之を苦しめたまへばなり　七 然ば汝ら强かれよ汝らの手を弱くする勿れ汝らの
行爲には賞賜あるべければなりと

八 八アサこれらの言および預言者オデデの預言を聽て力を得憎むべき者をユダとベニヤミンの全地より除き
九 また其(イ)エフライムの山地に得たる邑々より除きヱホバの廊の前なるヱホバの壇を再興せり　九彼またユダとベニ
ヤミンの人々および(ロ)エフライム、マナセ、シメオンより來りて寄寓る者を集めたりイスラエルの人々の中ヱホバ
一〇 神のアサと偕に在すを見てアサに降れる者夥多しかりしなり　一〇彼等すなはちアサの治世の十五年の三月にヱル
一一 一二 サレムに集り　一一其(ハ)たづさへ來れる掠取物の中より牛七百羊七千(ニ)をその日ヱホバに獻げ　一二皆契約(ホ)を結びて曰
一三 く心を盡し精神を盡して先祖の神ヱホバを求めん　一三凡て(ヘ)イスラエルの神ヱホバを求めざる者は大小男女の區別
一四 一五 なく之を殺さんと(ト)　一四而して大聲を擧げ號呼をなし喇叭を吹き角を鳴してヱホバに誓を立て　一五ユダみなその誓
を喜べり即ち彼ら一心をもて誓を立て一念(チ)にヱホバを求めたればヱホバこれに遇ひ四方において之に安息をたま
へり
一六 一六偖またアサ王の母(リ)マアカ、アシラ像を作りしこと有ければアサこれを貶して太后たらしめずその像を斫
一七 たふして粉々に碎きキデロン川にてこれを焚り　一七但し崇邱(ヌ)は尙イスラエルより除かざりき然どもアサの心は
一八 一生の間全かりしなり　一八彼はまたその父の納めたる物および己が納めたる物すなはち金銀ならびに器皿等を
一九 ヱホバの家に携へいれり　一九アサの治世の三十五年までは再び戰爭あらざりき

第一六章

一 一アサの治世の三十六年にイスラエルの王バアシヤ(ル)、ユダに攻のぼり(ヲ)ユダの王アサの所に誰をも
二 往來せざらしめんとてラマを建たり　二是においてアサ、ヱホバの家と王の家との府庫より金銀を
三 取いだしダマスコに住るスリアの王ベネハダデに餽りて言けるは　三我父と汝の父の間の如く我と汝の間に約を

イ 代下一三・一九　ロ 代下一一・一六　ハ 代下一四・一三　ニ 代下一四・一五　ホ 王下二三・三 代下三四・三一 尼一〇 二九　ヘ 出二二・二〇　ト 申一三・五、九、一五　チ 代下一五・二　リ 王上一五・一三　ヌ 代下一四・三、五 王上一五・一四　ル 王上一五・一七　ヲ 代下一五・九

ワ王上一六・一 代下一九・二 ・五 カ察三一・一 耶一七 ヨ代下一四・九 タ代下一二・三 レ伯三四・二一 箴五・二一、一五・三 耶一六・一七、二三 ・一九 亞四・一〇 ソ母前一三・一三 ツ王上一五・三二 ネ代下一八・二六 耶二〇・二 太一四・三 ナ王上一五・二三 ラ耶一七・五 ム王上一五・二四 ウ創五〇・二 可一六 ・二 約一九・三九・四〇 井代下二一・一九 耶三四・五 ノ王上一五・二四

立ん視よ我今汝に金銀を餽れり往て汝とイスラエルの王バアシャとの約を破り彼をして我を離れて去しめよ
四 ベネハダデすなはちアサ王に聽き自己の軍勢の長等をイスラエルの邑々に攻遣ければ彼等イヨン、ダン、アベ
ルマイムおよびナフタリの一切の府庫の邑々を撃たり 五 バアシャ聞てラマを建ることを罷めその工事を廢せり
六 是においてアサ王ユダ全國の人を率ゐバアシャがラマを建るに用ひたる石と材木を運びきたらしめ之をもて
ゲバとミヅパを建たり
七 その頃先見者(ワ)ハナニ、ユダの王アサの許にいたりて之に言けるは汝は(カ)スリアの王に倚賴みて汝の神ヱホバ
に倚賴まざりしに因てスリア王の軍勢は汝の手を脫せり 八 かのエテオピア人(ヨ)とルビ人(タ)は大軍にして戰車およ
び騎兵はなはだ多かりしにあらずや然るも汝ヱホバに倚賴みたればヱホバかれらを汝の手に付したまへり 九 (レ)ヱ
ホバは全世界を偏く見そなはし己にむかひて心を全うする者のために力を顯したまふ(ソ)この事において汝は愚なる
事をなせり故に此後は汝に戰爭(ツ)あるべしと 一〇 然るにアサその先見者を怒りて(ネ)之を獄舍にいれたり其は烈しく
この事のために彼を怒りたればなりアサまた其頃民を虐げたる事ありき
一一 (ナ)アサの始終の行爲はユダとイスラエルの列王の書に記さる 一二 アサはその治世の三十九年に足を病みその
病患つひに劇しくなりしがその病患の時にもヱホバを求めずして醫師を求めたり 一三 (ム)アサその先祖等と偕に寢り
その治世の四十一年に死り 一四 (ラ)人衆これをその己のためにダビデの邑に堀おける墓に葬り製香の術(ウ)をもて製し
たる種々の香物を盈せる床の上に置き之がために(井)夥多しく焚物をなせり

第一七章

一 アサの子ヨシヤパテ(ノ)、アサに代りて王となりイスラエルにむかひて力を強くし 二 ユダの一切の

三 堅固なる邑々に兵を置きユダの地およびその父アサが取たるエフライムの邑々に鎭臺を置く　三ヱホバ、ヨシヤ
四 パテとともに在せり其は彼その父ダビデの(イ)最初の道に歩みてバアル等を求めず　四その父の神を求めてその誡命
五 に歩みイスラエルの(ロ)行爲に傚はざればなり　五このゆゑにヱホバ國を彼の手に堅く立たまへりまたユダの人衆み
六 な(ハ)ヨシヤパテに禮物を餽れり彼は(ニ)富と貴とを極めたり　六是において彼ヱホバの道にその心を勵まし遂に(ホ)崇邱
とアシラ像とをユダより除けり
七 　七彼またその治世の三年にその牧伯ベネハイル、オバデヤ、ゼカリヤ、ネタンエルおよびミカヤを遣はして
八 (ヘ)ユダの邑々にて敎誨をなさしめ　八またレビ人の中よりシマヤ、ネタニヤ、ゼバデヤ、アサヘル、セミラモテ、
ヨナタン、アドニヤ、トビヤ、トバドニヤなどいふレビ人を遣して之と偕ならしめ且祭司エリシヤマとヨラムを
九 も之と偕に遣はしけるが　九(ト)彼らはヱホバの律法の書を携へユダにおいて敎誨をなしユダの邑々を盡く行めぐり
て民を敎へたり
一〇 一一 　一〇是においてユダの周圍の地の國々みなヱホバを懼れてヨシヤパテを攻ることをせざりき　一一またペリシテ
人の中に(リ)禮物および(チ)貢の銀をヨシヤパテに餽れる者あり且又アラビヤ人は家畜をこれに餽れり即ち牡羊七千七
一二 一三 百牡山羊七千七百　一二ヨシヤパテは益々大になりゆきてユダに城および府庫邑を多く建て　一三ユダの邑々に多
一四 くの工事を爲し大勇士たる軍人をヱルサレムに置り　一四彼等を數ふるにその宗家に循へば左のごとしユダより出
一五 たる千人の長の中にはアデナといふ軍長あり大勇士三十萬これに從がふ　一五その次は軍長ヨハナン之に從ふ者は
一六 二十八萬人　一六その次はジクリの子アマシヤ(ヌ)彼は悅びてその身をヱホバに獻げたり大勇士二十萬これに從がふ

イ 代下一五・八　ロ 王上一二・二八　ハ 撒前一〇・二七 王上一〇・二五　ニ 王上一〇・二七 代下一八・一　ホ 王上二二・四三 代下一五・一七、一九 代・三三 二〇・三三　ヘ 代下一五・三　ト 代下三五・三 尼八・七　チ 創三五・五　リ 撒後八・二　ヌ 士五・二、九

ル 代下一七・二　ヲ 代下一七・五　ワ 王下八・一八　カ 王上二二・二　ヨ 撒前二三・二、四、九

一七 ベニヤミンより出たる者の中にはエリアダといふ大勇士あり弓および楯を持もの二十萬これに從がふ 一八 そ
の次はヨザバデ戰鬪の準備をなせる者十八萬これに從がふ 一九 是等は皆王に事ふる者等なり此外にまたユダ全國
の堅固なる邑々に王の置る者あり

第一八章

一 ヨシャパテは富と貴とを極めアハブと緣を結べり 二 かれ數年の後サマリアに下りてアハブを
訪ければアハブ彼およびその部從のために牛羊を多く宰りギレアデのラモテに倶に攻上らんことを
彼に勸む 三 すなはちイスラエルの王アハブ、ユダの王ヨシャパテに言けるは汝我とともにギレアデのラモテに
攻ゆくやヨシャパテこれに答へけるは我は汝のごとく我民は汝の民のごとし汝とともに戰鬪に臨まんと
四 ヨシャパテまたイスラエルの王に言けるは請ふ今日ヱホバの言を問たまへと 五 是においてイスラエルの
王預言者四百人を集めて之に言けるは我らギレアデのラモテに往て戰ふべきや又は罷べきや彼等いひけるは攻上
りたまへ神これを王の手に付したまふべしと 六 ヨシャパテいひけるは此外に我らの由て問べきヱホバの預言者
此にあらざるや 七 イスラエルの王ヨシャパテに言けるは外になほ一人あり我ら之によりてヱホバに
問ことを得ん然ど彼は今まで我につきて善事を預言せず恒に惡き事のみを預言すれば我彼を惡むなり其者は卽ち
イムラの子ミカヤなりと然るにヨシャパテこたへて王しか宣ふ勿れと言ければ 八 イスラエルの王一人の官吏を
呼てイムラの子ミカヤを急ぎ來らしめよと言り 九 イスラエルの王およびユダの王ヨシャパテは朝衣を纒ひサマ
リアの門の入口の廣場にて各々その位に坐し居り預言者は皆その前に預言せり 一〇 時にケナアナの子ゼデキヤ鐵
の角を造りて言けるはヱホバかく言たまふ汝是等をもてスリア人を衝て滅ぼし盡すべしと 一一 預言者みな斯預言
して云ふギレアデのラモテに攻上りて勝利を得たまへヱホバこれを王の手に付したまふべしと

一二茲にミカヤを召んとて往たる使者これに語りて言けるは預言者等の言は一の口より出るがごとくにして
王に善し請ふ汝の言をも彼らの一人のごとくなして善事を言へ
一三ミカヤ言けるはヱホバは活く我神の宣ふ所を(イ)我は陳べんと
一四かくて王に至るに王彼に言けるはミカヤよ我らギレアデのラモテに往て戰かふべきや又は罷べきや彼言けるは上りゆきて利を得たまへ彼らは汝の手に付されんと
一五王かれに言けるは我幾度なんぢを誓はせたらば汝ヱホバの名をもて唯眞實のみを我に告るや
一六彼言けるは我イスラエルが皆牧者なき羊のごとく山に散をるを見たるがヱホバ是等の者は主なし各々やすらかに其家に歸るべしと言たまへり
一七イスラエルの王是においてヨシヤパテに言けるは我なんぢに告て彼は善事を我に預言せず只惡き事のみを預言せんと言しに非ずやと
一八ミカヤまた言けるは然ば汝らヱホバの言を聽べし我視しにヱホバその位に坐し居たまひて天の萬軍その傍に右左に立をりしが
一九ヱホバ言たまひけるは誰かイスラエルの王アハブを誘ひて彼をしてギレアデのラモテにのぼりゆきて彼處に斃れしめんかと即ち一は此ごとくせんと言ひ一は彼ごとくせんと言ければ
二〇遂に一の靈(ロ)すゝみ出てヱホバの前に立ち我かれを誘はんと言たればヱホバ何をもてするかと之に問たまふに
二一我いでて虚言を言ふ靈となりてその諸の預言者の口にあらんと言りヱホバ言たまひけるは汝は誘なひ且これを成就ん出て然すべしと
二二故に視よ(ハ)ヱホバ虚言を言ふ靈を汝のこの預言者等の口に入たまへり而してヱホバ汝に災禍を降さんと定めたまふと
二三時にケナアナの子ゼデキヤ近よりて(ニ)ミカヤの頰を批て言けるはヱホバの靈何の途より我を離れゆきて汝と言ふや
二四ミカヤ言けるは汝奧の室にいりて身を匿す日に見るべし
二五イスラエルの王いひけるはミカヤを取て

イ民二二・一八、二〇、三五、二三・一二、二六、二四・一三　王上二二・一四
ロ伯一・六　ハ伯一二・一六　察一九・一四　結一四・九
ニ耶二〇・二　可一四・六五　徒二三・二
ホ代下一六・一〇
ヘ但前九・九
ト詩一三九・二一　チ代下三二・二五　リ代下一七・四、六、一二・一二
ヌ代下三〇・一九　七・一〇

二六 これを邑の宰アモンおよび王の子ヨアシに曳かへりて言べし 二六王かく言ふ我が安然に歸るまで此者(ホ)を牢にいれ
二七 て苦惱のパンを食せ苦惱の水を飲せよと 二七ミカヤ言けるは汝もし眞に平安に歸るならばヱホバ我によりて斯
宣ひし事あらずと而してまた言り汝ら民よ皆聽べしと
二八 二九 二八かくてイスラエルの王およびユダの王ヨシヤパテはギレアデのラモテに上りゆけり 二九イスラエルの王時
にヨシヤパテに言けるは我は服裝を變て戰陣の中にいらん汝は朝衣を纒ひたまへとイスラエルの王すなはち服裝
三〇 を變へ二人倶に戰陣の中にいれり 三〇スリアの王その戰車の長等にかねて命じおけり云く汝ら小き者とも大な
三一 る者とも戰ふなかれ惟イスラエルの王とのみ戰へと 三一戰車の長等ヨシヤパテを見て是はイスラエルの王なら
んと言ひ身をめぐらして之と戰はんとせしがヨシヤパテ號呼ければヱホバこれを助けたまへり即ち神彼らを感動
三二 して之を離れしめたまふ 三二戰車の長等彼がイスラエルの王にあらざるを見しかば之を追ことをやめて引返せ
三三 り 三三茲に一箇の人何心なく弓を彎てイスラエルの王の胸當と草摺の間に射あてたれば彼その御者に言けるは
三四 我傷を受たれば汝手を旋らして我を軍中より出せと 三四此日戰爭烈しくなりぬイスラエルの王は車の中に自ら
扶持て立ち薄暮までスリア人をさゝへをりしが日の沒る頃にいたりて死り

第一九章

一 二 一ユダの王ヨシヤパテは恙なくヱルサレムに歸りてその家に至れり 二時に先見者(ヘ)ハナニの子ヱヒ
ウ、ヨシヤパテ王を出むかへて之に言けるは汝惡き者を助け(ト)ヱホバを惡む者を愛して可らんや之が
三 ためにヱホバ(チ)の前より震怒なんぢの上に臨む 三然ながら善事(リ)もまた汝の身に見ゆ即ち汝はアシラ像を國中より
除きかつ心(ヌ)を傾けて神を求むるなりと
四 四ヨシヤパテはヱルサレムに住をりしが復出てベエルシバよりエフライムの山地まで民の間を行めぐりその

先祖の神ヱホバにこれを導き歸せり　五 彼またユダの一切の堅固なる邑に裁判人を立つ國中の邑々みな然り
六 而して裁判人に言けるは汝等その爲ところを愼め汝らは(イ)人のために裁判するに非ずヱホバのために裁判する
なり裁判(ロ)する時にはヱホバ汝らと偕にいます　七 然ば汝らヱホバを畏れ愼みて事をなせ(ハ)我らの神ヱホバは惡き事
なく(ニ)人を偏視ことなく賄賂を取こと無ればなり
八 ヨシャパテまたレビ人(ホ)祭司およびイスラエルの族長を選びてヱルサレムに置きヱホバの事および訴訟を
審判しむ彼らはヱルサレムにかへれり　九 ヨシャパテこれに命じて云く汝らヱホバを畏れ眞實と誠心をもて斯
おこなふべし　一〇 凡て(ト)その邑々に住む汝らの兄弟血を相流せる事または律法と(ヘ)誡命法度と條例などの事につきて
汝らに訴へ出ること有ばこれを諭してヱホバに罪を犯さゞらしめよ恐らくは(チ)震怒なんぢと汝らの兄弟にのぞまん
汝ら斯おこなはゞ愆なかるべし　一一 視よ祭司の長アマリヤ汝らの上にありて(リ)(ヌ)ヱホバの事を凡て司どりユダの家の
宰イシマエルの子ゼバデヤ王の事を凡て司どる亦レビ人汝らの前にありて官吏とならん汝ら心を强くして事を
なせヱホバ善人(ル)を祐けたまふべし

第二〇章

一 この後モアブの子孫アンモンの子孫およびマオニ人等ヨシャパテと戰はんとて攻きたれり　二 時
に或人きたりてヨシャパテに告て云ふ海の彼旁スリアより大衆汝に攻きたる視よ今(ヲ)ハザゾンタマル
にありとハザゾンタマルはすなはちエンゲデなり(ワ)　三 是においてヨシャパテ懼れ面をヱホバに向てその助を求め(カ)
ユダ(ヨ)全國に斷食を布令しめたれば　四 ユダ擧て集りヱホバの助を求めたり即ちユダの一切の邑より人々きたりて
ヱホバを求む

イ申一・一七　ロ詩八二・一 傳五・八　ハ申三二・四 羅九・一四　ニ申一〇・一七 伯三四・一九 徒一〇・三四 羅二・一一 加二・六 弗六・九 西三・二五 彼前一・一七　ホ申一六・一八 代下一七・八　ヘ撒後二三・三　ト申一七・八　チ民一六・四六　リ結三・一八　ヌ代上二六・三〇　ル代下一五・二　ヲ創一四・七　ワ書一五・六二　カ代下一九・三　ヨ拉八・二一 耶三六・九 拿三・五

タ申四・三九　書二・　ソ代上二九・一二　詩　ナ賽四一・八　雅二・　ウ申二・四、九、一九　一・一二、一二三・　マ出一四・一三、一四
一一　王上八・二三　六二・一一　太六・　二三　井民二〇・二一　一、二、一四一・八　申一・二九、三〇、
太六・九　一三　ラ王上八・三三、三七　ノ詩八三・一二　ヤ民一一・二五、二六、　三一・六、八　代下
レ詩四七・二、八　但　ツ創一七・七　出六・七　代下六・二八—三〇　オ毋前三・一三　二四・二　代下一五　三二・七
四・一七、二五、三二　ネ詩四四・二　ム代下六・二〇　ク詩二五・一五、一二　・一、二四・二〇

五六 五 時にヨシヤパテ、ヱホバの室の新しき庭の前においてユダとヱルサレムの會衆の中に立ち　六 言けるは我
らの先祖の神ヱホバよ汝は天の神(タ)にましますに非ずや異邦人(レ)の諸國を統たまふに非ずや汝(ソ)の手には能力あり權勢
七 ありて誰もなんぢを禦ぐこと能はざるに非ずや　七 我(ツ)らの神よ汝(ネ)は此國の民を汝の民イスラエルの前より逐はら
八 ひて汝(ナ)の友アブラハムの子孫に之を永く與へたまひしに非ずや　八 彼らは此に住み汝の名のために此に聖所を建
九 て言へり　九 刑罰の劍 疫病 饑饉などの災禍われらに臨まん時は我らこの家の前に立て汝の前にをりその苦難
一〇 の中にて汝に呼號(ラ)らんしかして汝聽て助けたまはん汝(ム)の名はこの家にあればなりと　一〇 今アンモン、モアブおよ
びセイル山の子孫を視たまへ在昔イスラエル、エジプトの國より出きたれる時汝(ウ)イスラエルに是等を侵さしめ
一一 たまはざりしかば之(井)を離れさりて滅ぼさゞりしなり　一一 かれらが我らに報ゆる所を視たまへ彼(ノ)らは汝がわれらに
一二 有たしめたまへる汝の產業より我らを逐はらはんとす　一二 我らの神よ汝(オ)かれらを鞫きたまはざるや我らは此斯く
一三 攻よせたる此の大衆に當る能力なく又爲ところを知ず唯(ク)汝を仰ぎ望むのみと　一三 ユダの人々はその小者および
妻子とともに皆ヱホバの前に立をれり
一四 一四 時に會衆の中にてヱ(ヤ)ホバの靈アサフの子孫たるレビ人ヤハジエルに臨めりヤハジエルはゼカリヤの子ゼカ
一五 リヤはベナヤの子 ベナヤはヱイエルの子 ヱイエルはマッタニヤの子なり　一五 ヤハジエルすなはち言けるはユダ
の人衆およびヱルサレムの居民ならびにヨシヤパテ王よ聽べしヱホバかく汝らに言たまふ此(マ)大衆のために懼るゝ
一六 勿れ慄くなかれ汝らの戰に非ずヱホバの戰なればなり　一六 なんぢら明日彼らの所に攻くだれ彼らはヂツの坂より

上り來る汝らヱルエルの野の前なる谷の口にて之に遇ん　一七(イ)この戰爭には汝ら戰ふにおよばずユダおよびヱルサ
レムよ汝ら惟進みいでて立ち汝らとともに在すヱホバの拯救を見よ懼る勿れ慄くなかれ明日彼らの所に攻いでよ
(ロ)ヱホバ汝らとともに在せばなりと　一八是においてヨシヤパテ(ハ)首をさげて地に俯伏りユダの人衆およびヱルサレム
の民もヱホバの前に伏てヱホバを拜す　一九時にコハテの子孫およびコラの子孫たるレビ人立あがり聲を高くあげ
てイスラエルの神ヱホバを讃美せり
二〇かくて皆朝はやく起てテコアの野に出ゆけり其いづるに當りてヨシヤパテ立て言けるはユダの人衆および
ヱルサレムの民よ我に聽け汝らの神ヱホバを信ぜよ然ば汝ら堅くあらん(ニ)その預言者を信ぜよ然ば汝ら利あらん
二一彼また民と議りて人々を選び之をして(ホ)聖き飾を著て軍勢の前に進ましめヱホバにむかひて歌をうたひ且これ
を讃美せしめ(ヘ)ヱホバに感謝せよ(ト)其恩惠は世々かぎりなしと言しむ　二二その歌を歌ひ讃美をなし始むるに當りて
(チ)ヱホバ伏兵を設けかのユダに攻きたれるアンモン、モアブ、セイル山の子孫をなやましたまひければ彼ら打敗ら
れたり　二三即ちアンモンとモアブの子孫起てセイル山の民にむかひ盡くこれを殺して滅しゝがセイルの民を殺し
盡すに及びて彼らも亦力をいだして互に滅ぼしあへり
二四ユダの人々野の觀望所に至りてかの群衆を視たりければ唯地に仆れたる死屍のみにして一人だに逃れし者
なかりき　二五是においてヨシヤパテおよびその民彼らの物を奪はんとて來り觀にその死屍の間に財寶衣服および
珠玉などおびたゞしく在たれば則ち各々これを剝とりけるが餘に多くして携さへ去こと能はざる程なりき其物
多かりしに因て之を取に三日を費しけるが　二六第四日にベラカ(感謝)の谷に集り其處にてヱホバに感謝せり是を

イ出一四・一三、一四　ハ出四・三一　ヘ代上一六・三四　詩　下五・一三、七・三、　一四・二〇
ロ民一四・九　代下　ニ賽七・九　一三六・一　六
一五・二、三二・八　ホ代上一六・二九　ト代上一六・四一　代　チ士七・二二　撒前

二七 もてその處の名を今日までベラカ(感謝)の谷と呼ぶ　二七 而してユダとヱルサレムの人々みな各々歸りきたりヨシ
ヤパテの後にしたがひ歡びてヱルサレムに至れり其は(リ)ヱホバ彼等をしてその敵の故によりて歡喜を得させたまひ
二八 二九 たればなり　二八 即ち彼ら瑟と琴および喇叭を合奏してヱルサレムに往てヱホバの室にいたる　二九 諸の國の民ヱホ
三〇 バがイスラエルの敵を攻擊たまひしことを聞て(ヌ)神を畏れたれば　三〇 ヨシャパテの國は平穩なりき即ちその(ル)神四方
において之に安息を賜へり
三一 三一 ヨシャパテはユダの王となり三十五歲のときその位に即き二十五年の間ヱルサレムにて世を治めたり其母
三二 は(ヲ)シルヒの女にして名をアズバといふ　三二 ヨシャパテはその父アサの道にあゆみて之を離れずヱホバの目に善と
三三 三四 觀たまふ事を行へり　三三 然れども(ワ)崇邱はいまだ除かず又民はいまだその先祖の神に心を傾けざりき　三四 ヨシャ
パテのその餘の始終の行爲はハナニの子ヱヒウの書に記さる(ヨ)ヱヒウの事(カ)はイスラエルの列王の書に載す
三五 三六 三五 (タ)ユダの王ヨシャパテ後にイスラエルの王アハジアと相結べりアハジアは大に惡を行ふ者なりき　三六 ヨシャ
三七 パテ、タルシシに遣る舟を造らんとて彼と相結びてエジオンゲベルにて共に舟數隻を造れり　三七 時にマレシヤの
ドダワの子エリエゼル、ヨシャパテにむかひて預言して云ふ汝アハジアと相結びたればヱホバなんぢの作りし者
を毀ちたまふと即ちその(レ)舟は皆壞れて(ソ)タルシシに往くことを得ざりき

第二十一章

一 一 ヨシャパテその先祖等とともに寢りてダビデの邑にその先祖等とともに葬られその子ヨラムこれ
二 に(ツ)代て王となる　二 ヨシャパテの子たるその兄弟はアザリヤ、ヱヒエル、ゼカリヤ、アザリヤ、
三 ミカエルおよびシパテヤ是みなイスラエルの王ヨシャパテの子なり　三 その父彼らに金銀寶物の賜物を多く與へ

四 またユダの守衛の邑々を與へけるが國はヨラムに與へたりヨラム長子なりければなり　四ヨラムその父の位に登
五 りて力つよくなりければその兄弟等をことごとく劍にかけて殺し又イスラエルの牧伯等數人を殺せり　五ヨラ(イ)
六 ムは三十二歳の時位に即ヱルサレムにて八年の間世を治めたり　六彼はアハブの家のなせるごとくイスラエルの
七 王等の道にあゆめりアハブの女を妻となしたればなり斯かれヱホバの目に惡と觀たまふ事をなせしかども　七ヱ
ホバ曩にダビデに契約(ロ)をなし且彼とその子孫(ハ)とに永遠に光明を與へんと言たまひし故によりてダビデの家を滅ぼ
すことを欲み給はざりき
八 九 八ヨラム(ニ)の世にエドム人叛きてユダの手に服せず自ら王を立たれば　九ヨラム其牧伯等および一切の戰車
一〇 をしたがへて渉りゆき夜の中に起いでて自己を圍めるエドム人を撃ちその戰車の長等を撃り　一〇エドム人は斯
叛きてユダの手に服せずなりしが今日まで然り此時にあたりてリブナもまた叛きてユダの手に服せずなりぬ是は
ヨラムその先祖の神ヱホバを棄たるに因てなり
一一 一一彼またユダの山々に崇邱を作りてヱルサレムの民に姦淫(ホ)をおこなはせユダを惑はせり　一二時に預言者
一二 エリヤの書ヨラムの許に達せり其言に云く汝の先祖ダビデの神ヱホバかく言たまふ汝はその父ヨシヤパテの道に
一三 あゆまずまたユダの王アサの道にあゆまずして　一三イスラエルの王等の道にあゆみユダの人(ヘ)とヱルサレムの民を
してアハブの家の姦淫をなせるごとくに姦淫(チ)を行はしめまた汝の父の家の者にて汝に愈れるところの汝(リ)の兄弟
一四 等を殺せり(ト)　一四故にヱホバ大なる災禍をもて汝の民汝の子女汝の妻等および汝の一切の所有を撃たまふべし
一五 一五汝はまた臟腑(ヌ)の疾を得て大病になりその疾日々に重りて臟腑つひに墜んと

イ王下八・一七　王上一一・三六　王　二王下八・二〇　へ代下二一・一一　チ出三四・一五　申　ヌ代下二一・一八、
ロ代下二二・二　下八・一九　詩一三　ホ利一七・七、二〇・　ト王上一六・三一―三　三一・一六　一九
ハ母從七・二二、一三、　二・一一　五　代下二一・一三　三　王下九・二二　リ代下二一・四

ル 王上二一・二四、二三　ヲ 代下二四・七　ワ 代下二一・一五　カ 代下一六・一四　ヨ 王下八・二四 代下二一・一七、二二・六　タ 代下二一・一七　レ 王下八・二六　ソ 代下二一・六　ツ 王下八・二八　ネ 王下九・一五

一六即ちヱホバ、ヨラムを攻させんとてエテオピアに近きところのペリシテ人とアラビヤ人の心を振起したまひければ 一七彼らユダに(ル)攻のぼりて之を侵し王の家に在ところの貨財を盡く奪ひ取りまた(ヲ)ヨラムの子等と妻等を携へ去れり是をもてその末子ヱホアハズの外には一人も遺れる者なかりき 一八此もろもろの事の後ヱホバ彼を撃て臓腑に愈ざる疾を生ぜしめたまひければ 一九月日を送り二年を經るにおよびてその臓腑疾(ワ)のために墜ち重き病苦によりて死ねり民(カ)かれの先祖のために焚物をなせし如く彼のためには焚物をなさゞりき 二〇彼は三十二歳の時位に即き八年の間ヱルサレムにて世を治めて終に薨去れり之を惜む者なかりき人衆これをダビデの邑に葬れり但し王等の墓にはあらず

第二二章

一ヱルサレムの民ヨラムの季子(ヨ)アハジアを王となして之に繼しむ其は曾てアラビヤ人とともに陣營に攻きたりし軍兵その長子(タ)をことごとく殺したればなり是をもてユダの王ヨラムの子アハジア王となれり 二アハジアは四十二歳の時位に即きヱルサレムにて一年の間世を治めたりその母はオムリの女にして名をアタリヤ(レ)といふ 三アハジアもまたアハブの家の道に歩めり其母かれを教へて惡をなさしめたるなり 四即ち彼はアハブの家のごとくにヱホバの目の前に惡をおこなへり其父の死し後彼かくアハブの家の者の教にしたがひたれば終に身を滅ぼすに至れり 五アハジアまた彼らの教にしたがひイスラエルの王アハブの子(ツ)ヨラムとともにギレアデのラモテにゆきてスリアの王ハザエルと戰ひけるにスリア人ヨラムに傷を負せたり 六是に(ネ)おいてヨラムはそのスリアの王ハザエルと戰ふにあたりてラムにて負たる傷を療さんとてヱズレルに歸れりユダの王ヨラムの子アザリヤはアハブの子ヨラムが病をるをもてヱズレルに下りてこれを訪ふ

七 七アハジアがヨラムを訪ふて害に遇しは神(イ)の然らしめたまへるなり即ちアハジアは來り居て(ロ)ヨラムとともに
出てニムシの子ヱヒウを迎へたりヱヒウ(ハ)はヱホバが曩にアハブの家を絶去しめんとて膏を沃ぎたまひし者なり
八 八ヱヒウ、アハ(ニ)ブの家を罰するに方りてユダ(ホ)の牧伯等およびアハジアの兄弟等の子等がアハジアに奉へをるに
九 遇て之を殺せり　九アハジア(ヘ)はサマリヤに匿れたりしがヱヒウこれを探求めければ人々これを執へヱヒウの許に
曳きたりて之を殺せり但し彼は心(ト)を盡してヱホバを求めたるヨシヤパテの子なればとてこれを葬れり斯りしかば
アハジアの家は國を統治むる力なくなりぬ
一〇 一一 一〇茲(チ)にアハジアの母アタリヤその子の死たるを見て起てユダの家の王子をことごとく滅ぼしたりしが　一一王
の女ヱホシバ(リ)、アハジアの子ヨアシを王の子等の殺さるゝ者の中より竊み取り彼とその乳媼を夜衣の室におきて
彼をアタリヤに匿したればアタリヤかれを殺さゞりきヱホシバはヨラム王の女アハジアの妹にして祭司ヱホヤダ
一二 の妻なり　一二かくてヨアシはヱホバの家に匿れて彼らとともにをること六年アタリヤ國に王たりき

第二十三章

一 一第七年(ヌ)にいたりヱホヤダ力を強してヱロハムの子アザリヤ、ヨハナンの子イシマエル、オベデの
子アザリヤ、アダヤの子マアセヤ、ジクリの子エリシヤバテなどいふ百人の長等を招きて己と契約
二 を結ばしむ　二是において彼らユダを行めぐりてユダの一切の邑よりレビ人を集めまたイスラエルの族長を集め
三 てヱルサレムに歸り　三而してその會衆みな神の家において王と契約を結べり時にヱホヤダかれらに言けるは
四 ダビデ(ル)の子孫の事につきてヱホバの宣まひしごとく王の子位に即べきなり　四然ば汝ら斯なすべし汝ら祭司およ
五 びレビ人の安息日(ヲ)に入きたる者は三分の一は門を守り　五三分の一は王の家に居り三分の一は基礎の門に居り

イ士一四・四　王上一二・一五　代下一〇・一五　ロ王下九・二一　ハ王下九・六、七　ニ王下一〇・一〇、一一　ホ王下一〇・一三、一四　ヘ王下九・二七　ト代下一七・四　チ王下一一・一　リ王下一一・二　ヌ王下一一・四　ル母後七・一二　王上二・四、九・五　代下六・一六、七・一八、二一・七　ヲ代上九・二五

六 民はみなヱホバの室の庭に居べし　六祭司と奉事(ワ)をするレビ人の外は何人もヱホバの家に入べからず彼らは聖者
七 なれば入ことを得るなり民はみなヱホバの殿を守るべし　七レビ人はおのおの手に武器を執て王を繞りて立べし
家に入る者をば凡て殺すべし汝らは王の出る時にも入る時にも王とともに居れと
八 　八是においてレビ人およびユダの人衆は祭司ヱホヤダが凡て命じたる如くに行ひ各々その手の人の安息日に
九 入來べき者と安息日に出ゆくべき者とを率ゐ居れり祭司ヱホヤダ班列(カ)の者を去せざればなり　九祭司ヱホヤダす
一〇 なはち神の家にあるダビデ王の鎗および大楯小楯を百人の長等に交し　一〇一切の民をして各々武器を手に執て
一一 王の四周に立ち殿の右の端より殿の左の端におよびて壇と殿にそふて居しむ　一一斯て人衆王の子を携へ出し之
に冠冕を戴かせ證詞(ヨ)をわたして王となし祭司ヱホヤダおよびその子等これに膏をそゝげり而して皆王長壽かれ
と言ふ
一二 一三 　一二茲にアタリヤ民と近衛兵と王を讃る者との聲を聞きヱホバの室に入て民の所に至り　一三視に王は入口にて
その柱の傍に立ち王の側に軍長と喇叭手立をり亦國の民みな喜びて喇叭を吹き謳歌者樂を奏し先だちて讃美を歌
一四 ひをりしかばアタリヤその衣を裂き叛逆なり叛逆なりと言り　一四時に祭司ヱホヤダ軍兵を統る百人の長等を呼出
してこれに言ふ彼をして列の間を通りて出しめよ凡て彼に從がふ者をば劍をもて殺すべしと祭司は彼をヱホバの
一五 室に殺すべからずとて斯いへるなり　一五是をもて之がために路をひらき王の家の馬(タ)の門の入口まで往しめて其處
にて之を殺せり
一六 一七 　一六斯てヱホヤダ己と一切の民と王との間にわれらは皆ヱホバの民とならんことの契約を結べり　一七是におい

て民みなバアルの室にゆきて之を毀ちその壇とその像を打碎き(イ)バアルの祭司マッタンを壇の前に殺せり　一八エホ
一八ヤダまたエホバの室の職事を祭司レビ人の手に委ぬ昔ダビデ(ロ)、レビ人を班列にわかちてエホバの室におきモーセ(ハ)
の律法に記されたる所にしたがひて歡喜と謳歌とをもてエホバの燔祭を獻げしめたりき今このダビデの例に倣ふ
一九彼またエホバの室の門々に看守者を立せ置き身の汚れたる者には何によりて汚れたるにもあれ凡て入ことを
二〇得ざらしむ　二〇(ニ)斯てエホヤダ百人の長等と貴族と民の牧伯等および國の一切の民を率ゐてエホバの家より王を
二一導きくだり上の門(ホ)よりして王の家にいり王を國の位に坐せしめたり　二一斯りしかば國の民みな喜こびて邑は平穩
なりきアタリヤは劍にて殺さる

第二四章

一一ヨアシは七歳の時位に即きエルサレムにて四十年の間世を治めたりその母はベエルシバより出た
二る者にして名をチビア(ヘ)といふ　二ヨアシは祭司エホヤダの世にある日の間は恒にエホバの善と觀(ト)た
三まふことを行へり　三エホヤダ彼のために二人の妻を娶れり男子女子生る
四四此後ヨアシ、エホバの室を修繕んと志し　五祭司とレビ人を集めて之に言けるは汝ら出てユダの邑々に往
五き汝らの神エホバの室を歳々修繕ふべき金子をイスラエルの人衆より聚むべし其事を亟にせよと然るにレビ人こ
六れを亟(チ)にせざりき　六王(リ)エホヤダ長を召てこれに言けるは汝なんぞレビ人に求めてエホバの僕モーセ(ヌ)およびイス
ラエルの會衆の古昔證詞(ル)の幕屋のために集めたるが如き稅をユダとエルサレムより取きたらせざるやと　七かの
七惡き婦アタリヤ(ヲ)の子等神の家を壞りかつエホバの家の諸の奉納物(ワ)をバアルに供へたり
八九八是において王の命にしたがひて一箇(カ)の匱を作りエホバの室の門の外にこれを置き　九ユダとエルサレムに

イ 申一三・九　ロ 代上二三・六、三〇、三一、二四・一　ハ 民二八・二　ニ 代上二六・一　ホ 王下一一・一九　ヘ 王下一一・二一、一二・一　ト 代下二六・五　チ 王下一二・四　リ 王下一二・七　ヌ 出三〇・一二―一六　ル 民一・五〇　徒七・四四　ヲ 代下二一・一七　ワ 王下一二・四　カ 王下一二・九

ヨ 代下二四・六
タ 王下一二・一〇
レ 王下一二・一三

ソ 王上一四・二三　二九・八、三二・七・二五、二六、・一四　ウ 太二三・三五　徒七
ツ 士五・八 代下一九　二五　二五・四　ラ 民一四・四一　・五八、五九
・二、二八・一三、 ネ 代下三六・一五 耶 ナ 代下一五・一、二〇 ム 代下一五・二

一〇 宣布て汝ら神の僕モーセが荒野にてイスラエルに課したる如き税をヱホバに携へきたれと言けるに 一〇 一切の
一一 牧伯等および(ヨ)一切の民みな喜びて携へきたりその匱に投いれて遂に納めをはれり 一一 レビ人(タ)その匱に金の多くあ
るを見てこれを王の廳に携へゆく時は王の書記と祭司の長の下役きたりてその匱を傾むけ復これを取て本の處に
一二 持ゆけり日々に斯のごとくして金を聚むること夥多し 一二 而して王とヱホヤダこれをヱホバの家の工事を爲す者
に付し石工および木匠を雇ひてヱホバの室を修繕はせまた鐵工および銅工を雇ひてヱホバの室を修復せしめける
一三 が 一三 工人動作てその工事を成をへ神の室を本の狀に復してこれを堅固にす 一四 その既に成るにおよびて餘れる
一四 金を王とヱホヤダの前に持いたりければ(レ)其をもてヱホバの室のために器を作れり即ち奉事の器獻祭の器お
よび匙ならびに金銀の器を作れりヱホヤダが世に在る日の間はヱホバの室にて燔祭をさゝぐること絶ざりき
一五 一五 ヱホヤダは年邁み日滿て死りその死る時は百三十歳なりき 一六 人衆ダビデの邑にて王等の中間にこれを葬
一六 むる其は彼イスラエルの中において神とその殿とにむかひて善事をおこなひたればなり 一七 ヱホヤダの死たる後
一七 ユダの牧伯等きたりて王を拜す是において王これに聽したがふ 一八 彼らその先祖の神ヱホバの室を棄てアシラ(ソ)像
一八 および偶像に事へたればその愆のために(ツ)震怒ユダとヱルサレムに臨めり 一九 ヱホバかれらを己にひきかへさんと
一九 て(ネ)預言者等を遣はし之にむかひて證をたてさせたまひしかども聽ことをせざりき
二〇 二〇 是において神の(ナ)靈祭司ヱホヤダの子ゼカリヤに臨みければ彼民の前に高く起あがりて之に言けるは神かく
二一 宣ふ汝らヱホバの(ラ)誡命を犯して災禍を招くは何ぞや(ム)汝らヱホバを棄たればヱホバも汝らを棄たまふと 二一 然る
二二 に人衆かれを害せんと謀り王の命によりて(ウ)石をもてこれをヱホバの室の庭にて擊殺せり 二二 斯ヨアシ王はゼカリ

ヤの父エホヤダが已にほどこせし恩を念ずしてその子を殺せり彼死る時にエホバこれを顧みこれを問討したまへと言り

二三 かくてその年の終るにおよびてスリアの軍勢(イ)かれにむかひて攻のぼりユダとエルサレムにいたりて民の牧伯等をことごとく民の中より滅ぼし絶ちその掠取物を凡てダマスコの王に遣れり 二四 この時スリア(ロ)の軍勢は小勢にて來りけるにエホバ(ハ)大軍をこれが手に付したまへり是はその先祖の神エホバを棄たるが故なり斯かれらヨアシ(ニ)を罰せり

二五 スリア人ヨアシに大傷をおはせて遺去けるがヨアシ(ホ)の臣僕等祭司(ヘ)エホヤダの子等の血のために黨をむすびて之に叛き之をその床の上に弑して死しめたり人衆これをダビデの邑に葬れり但し王の墓には葬らざりき 二六 黨をむすびて之に叛きし者はアンモンの婦シメアテの子ザバデおよびモアブの婦シムリテの子ヨザバデなりき

二七 ヨアシの子等の事ヨアシ(ト)の告られし預言および神の室を修繕し事などは列王の書の註釋に記さるヨアシの子アマジヤ(チ)これに代りて王となれり

第二五章

一 アマジヤは二十五(リ)歲の時位に即きエルサレムにて二十九年の間世を治めたりその母はエルサレムの者にして名をエホアダンといふ 二 アマジヤはエホバの善と視たまふ事を行なひしかども心を(ヌ)全うしてこれを爲ざりき 三 彼國(ル)のおのが手に堅く立つにおよびてその父王を弑せし臣僕等を殺せり 四 然どその子女等をば殺さずしてモーセの書の律法に記せるごとく爲り即ちエホバ命じて言たまはく(ヲ)父はその子女の故によりて殺さるべからず子女はその父の故によりて殺さるべからず各々おのれの罪によりて殺さるべきなりと

イ 王下一二・一七
ロ 利二六・八 申三二・三〇 賽三〇・一七
ハ 利二六・二五 申二八・二五 賽一〇・五
ニ 代下二二・八
ホ 王下一二・二〇
ヘ 代下二四・二一
ト 王下一二・一八
チ 王下一二・二一
リ 王下一四・一
ヌ 王下一四・四 代下二五・一四
ル 王下一四・五
ヲ 申二四・一六 王下一四・六 耶三一・三〇 結一八・二〇

ワ 民一・三　タ 王下一四・七　ツ 詩九六・五
カ 代下二〇・六　レ 代下二八・二三　ネ 代下二五・一一
ヨ 數一〇・二二　ソ 出二〇・三、五

五 アマジヤ、ユダの人を集めその父祖の家にしたがひて或は千人の長に附屬せしめ或は百人の長に附屬せし
六 むユダとベニヤミンともに然り且二十歳以上の者を數へ戈と楯とを執て戰闘に臨む倔強の士三十萬を得 六また
七 銀百タラントをもてイスラエルより大勇士十萬を傭へり 七時に神の人かれに詣りて言けるは王よイスラエルの
軍勢をして汝とともに往しむる勿れヱホバはイスラエル人すなはちエフライムの子孫とは偕にいまさゞるなり
八 八汝もし往ば心を強くして戰闘を爲せ神なんぢをして敵の前に斃れしめたまはん神は助くる力ありまた倒す力
九 あるなり 九アマジヤ神の人にいひけるは然ば已にイスラエルの軍隊に與へたる百タラントを如何にすべきや
一〇 神の人答へけるはヱホバは其よりも多き者を汝に賜ふことを得るなりと 一〇是においてアマジヤかのエフライム
より來りて已に就る軍隊を分離してその處に歸らしめければ彼らユダにむかひて烈しく怒を發し火のごとくに
一一 怒りてその處に歸れり 一一かくてアマジヤは力を強くしその民を率ゐて鹽の谷に往きセイル人一萬を撃殺せり
一二 一二ユダの子孫またこの外に一萬人を生擒て磐の頂に曳ゆき磐の頂よりこれを投おとしければ皆微塵に碎けたり
一三 一三前にアマジヤが已とともに戰闘に往べからずとして歸し遣たる軍卒等サマリアよりベテホロンまでのユダの
邑々を襲ひ人三千を撃ころし物を多く奪ふ
一四 一四アマジヤ、エドム人を戮して歸る時にセイル人の神々を携さへ來り之を安置して已の神となしその前に
一五 禮拜をなし之に香を焚り 一五是をもてヱホバ、アマジヤにむかひて怒を發し預言者をこれに遣はして言しめたま
一六 ひけるは彼民の神々は已の民を汝の手より救ふことを得ざりし者なるに汝なにとて之を求むるや 一六彼かく王に
語れる時王これにむかひ我儕汝を王の議官となせしや止よ汝なんぞ撃殺されんとするやと言ければ預言者すなは

ち止て言り我知る汝この事を行ひて吾諫を聽いれざるによりて神(イ)なんぢを滅ぼさんと決めたまふと
一七 一七 斯てユダ(ロ)の王アマジヤ相議りて人をヱヒウの子ヱホアハズの子なるイスラエルの王ヨアシに遣し來れ我儕
一八 たがひに面をあはせんと言しめければ　一八 イスラエルの王ヨアシ、ユダの王アマジヤに言おくりけるはレバノン
の荊棘かつてレバノンの香柏に汝の女子を我子の妻に與へよと言おくりたることと有しにレバノンの野獸とほりて
一九 その荊棘を踏たふせり　一九 汝はエドム人を撃破れりと謂ひ心にたかぶりて誇る然ば汝家に安んじ居れ何ぞ禍を
惹おこして自己もユダもともに亡びんとするやと
二〇 二〇 然るにアマジヤ聽ことをせざりき此事(ハ)は神より出たる者にて彼らをその敵の手に付さんがためなり是は彼
二一 らエドム(ニ)の神々を求めしに因る　二一 是においてイスラエルの王ヨアシ上りきたりユダのベテシメシにてユダの王
二二 アマジヤと面をあはせたりしが　二二 ユダ、イスラエルに撃敗られて各々その天幕に逃かへりぬ　二三 時にイスラエ
二三 ルの王ヨアシはヱホアハズの子ヨアシの子なるユダの王アマジヤをベテシメシに執へてヱルサレムに携へゆき
二四 ヱルサレムの石垣(ホ)をエフライムの門より隅の門まで四百キユビト程を毀ち　二四 また神の室の中にてオベデエドム
が守り居る一切の金銀および諸の器皿ならびに王の家の財寶を取りかつ人質をとりてサマリアに歸れり
二五 二五 ユダ(ヘ)の王ヨアシの子アマジヤはイスラエルの王ヱホアハズの子ヨアシの死てより後なほ十五年生存らへた
二六 り　二六 アマジヤのその餘の始終の行爲はユダとイスラエルの列王の書に記さるゝにあらずや　二七 アマジヤ翻へり
二七 てヱホバに從がはずなりし後ヱルサレムにおいて黨を結びて彼に敵する者ありければ彼ラキシに逃ゆきけるに
二八 その人々ラキシに人をやりて彼を其處に殺さしめたり　二八 人衆これを馬に負せてきたりユダの邑にてその先祖等

イ 代前二・二五　下二二・七　二・一、六　ト 王下一四・二一、二　チ 創四一・一五 但一一　リ 代下二四・二　ヲ 撒後八・二 代下 三・一三、一九、三三
ロ 王下一四・八、九　ニ 代下二五・一四　ヘ 王下一四・一七　二、一五・一　・一七、二・一九、　ヌ 箴一四・二九　一七・一一　箴一四・一〇
ハ 王上一二・一五 代　ホ 代下二一・一七、二　一〇・一　ル 代下二一・一六　ワ 王下一四・一三

ともにこれを葬りぬ

第二六章

一 是においてユダの民みなウジヤをとりて王となしてその父アマジヤに代らしめたり時に年十六な
りき 二 彼エラテの邑を建て(ト)これを再びユダに歸せしむ是はかの王がその先祖等とともに寢りし後
なりき 三 ウジヤは十六歳の時位に即きヱルサレムにて五十二年の間世を治めたりその母はヱルサレムの者にし
て名をヱコリアといふ 四 ウジヤはその父アマジヤが凡てなしたる如くヱホバの善と觀たまふ事を行ひ 五 神の(チ)
默示に明なりしかのゼカリヤの世にある日の間(リ)心をこめてヱホバを求めたりそのヱホバを求むる間は神これを
して幸福ならしめたまへり
六 彼いでてペリシテ人と戰ひガテの石垣ヤブネの石垣およびアシドドの石垣を圮しアシドドの地ならびにペ
リシテ人(ヌ)の中間に邑を建つ 七 神かれを助けて(ル)ペリシテ人グルバアルに住むアラビヤ人およびメウニ人を攻擊し
めたまへり 八 アンモニ人はまた(ヲ)ウジヤに貢を納るウジヤの名つひにエジプトの入口までも廣まれり其は甚だ強
くなりければなり 九 ウジヤ、ヱルサレムの隅の(ワ)門谷の門および角隅に戍樓を建てこれを堅固にし 一〇 また荒野
に戍樓を建て許多の水溜を掘り其は家畜を多く有たればなり亦平野にも平地にも家畜を有り又山々およびカルメ
ルには農夫と葡萄を修る者を有り農事を好みたればなり 一一 ウジヤ戰士一旅團あり書記ヱイエルと牧伯マアセヤ
の數調査によりて隊々にわかれて戰爭に出づ皆王の軍長ハナニヤの手に屬す 一二 大勇士の族長の數は都合二千
六百 一三 その手に屬する軍勢は三十萬七千五百人みな大なる力をもて戰ひ王を助けて敵に當る 一四 ウジヤその
全軍のために楯戈兜鎧弓および投石器の石を備ふ 一五 彼またヱルサレムにおいて工人に機械を案へ造らしめ
之を戍樓および石垣に施こし之をもて矢ならびに大石を射出せり是においてその名遠く廣まれり其は非常の援助

を蒙りて旺盛になりたればなり
一六 一六然るに彼(イ)旺盛になるにおよびその(ロ)心に高ぶりて惡き事を行なへり即ち彼その神ヱホバにむかひて罪を犯し
一七 (ハ)ヱホバの殿に入て香壇の上に香を焚んとせり　一七時に祭司アザリヤ(ニ)、ヱホバの祭司たる勇者八十人を率ゐて彼の
一八 後にしたがひ入り　一八ウジヤ王を阻へてこれに言けるはウジヤよヱホバに香を焚ことは(ホ)汝のなすべき所にあらず
(ヘ)アロンの子孫にして香を焚ために潔められたる祭司等のなすべき所なり聖所より出よ汝は罪を犯せりヱホバ神な
一九 んぢに榮を加へたまはじと　一九是においてウジヤ怒を發し香爐を手にとりて香を焚んとせしがその祭司にむかひ
二〇 て怒を發しをる間に癩病(ト)その額に起れり時に彼はヱホバの室にて祭司等の前にあたりて香壇の側にをる　二〇祭司
の長アザリヤおよび一切の祭司等彼を見しに已にその額に癩病生じゐたれば彼を其處より速にいだせり彼も
二一 またヱホバの己を撃たまへるを見て(チ)自ら急ぎて出去り　二一(リ)ウジヤ王はその死る日まで癩病人となり居しがその癩
病人となるにおよびては(ヌ)別殿に住りヱホバの室より斷れたればなり其子ヨタム王の家を管理て國の民を審判り
二二 二三 二二ウジヤのその餘の始終の行爲はアモツの子(ル)預言者イザヤこれを書記したり　二三(ヲ)ウジヤその先祖等とともに寢
りたれば彼は癩病人なりとて王等の墓に連接る地にこれを葬りてその先祖等とともならしむその子ヨタムこれに
代りて王となれり

第二十七章

一 一ヨタムは二十五歳(ワ)の時位に即きヱルサレムにて十六年の間世を治めたり其母はザドクの女にして
二 名をヱルシヤといふ　二ヨタムはその父ウジヤの凡て爲たるごとくヱホバの善と視たまふ事をなせ
三 り但しヱホバの殿には入ざりき民は尙惡き事を爲り(カ)　三彼ヱホバの家の上の門を建なほしオペルの石垣を多く築

イ 申三二・一六　ロ 申八・一四 代下二五・一九　ハ 王下一六・一二、一三　ニ 代下六・一〇　ホ 民一六・四〇、一八・七　ヘ 出三〇・七、八　ト 民一二・一〇 王下五・二七　チ 帖六・一二　リ 王下一五・五　ヌ 利一三・四六 民五・二　ル 賽一・一　ヲ 王下一五・七 賽六・一　ワ 王下一五・三二　カ 王下一五・三五

ヨ 王下一五・三八　ソ 出三四・一七　利一九・四　ツ 王下二三・一〇　ネ 利一八・二一　王下一六・三　代下三三・六　ナ 寮七・一　ラ 王下一六・五、六　ム 王下一五・二七
タ 王下一六・二　レ 士二・一一

四五 き増し　四ユダの山地に數箇の邑を建て林の間に城および戍樓を築けり　五彼アンモニ人の王と戰ひこれに勝り
六 其年アンモンの子孫銀百タラント小麥一萬石大麥一萬石を彼におくれりアンモンの子孫は第二年にも第三年に
も是のごとく彼に貢をいる　六ヨタムその神ヱホバの前においてその行を堅うしたるに因て權能ある者となれり
七八 七ヨタムのその餘の行爲その一切の戰闘およびその行などはイスラエルとユダの列王の書に記さる　八彼は二
九 十五歳の時位に即きヱルサレムにて十六年の間世を治めたり　九(ヨ)ヨタムその先祖等とともに寢りたればダビデの
邑にこれを葬れりその子アハズこれに代りて王となる

第二八章

一 一アハズは二(タ)十歳の時位に即きヱルサレムにて十六年の間世を治めたりしがその父ダビデと異にし
二 てヱホバの善と觀たまふ所を行はず　二イスラエルの王等の道にあゆみ亦諸(レ)のバアルのために
三 像(ソ)を鑄造り　三ベ(ツ)ンヒンノムの谷にて香を焚きその(ネ)子を火に燒きなどしてヱホバがイスラエルの子孫の前より逐
四 はらひたまひし異邦人の行ふところの憎むべき事に傚ひ　四また崇邱の上丘の上一切の青木の下にて犧牲を
さゝげ香を焚り
五 五是故にその神ヱ(ナ)ホバかれをスリアの王の手に付したまひてスリア人つひに彼(ラ)を撃破りその人々を衆く虜囚
としてダマスコに曳ゆけり彼はまたイスラエルの王の手にも付されたればイスラエルの王かれを撃て大にその人
六 を殺せり　六すなはちレマリヤの子ペカ(ム)、ユダにおいて一日の中に十二萬人を殺せり皆勇士なりき是は彼らその
七 先祖の神ヱホバを棄しによるなり　七その時にエフライムの勇士ジクリといふ者王の子マアセヤ宮内卿アズリカ
ムおよび王に亞ぐ人エルカナを殺せり

八 イスラエルの子孫つひにその兄弟の中(イ)より婦人ならびに男子女子など合せて二十萬人を俘擄にしまた衆多
九 の掠取物を爲しその掠取物をサマリアに携へゆけり　九 時に彼處にヱホバの預言者ありその名をオデデといふ彼
サマリアに歸れる軍勢の前に進みいでて之に言けるは汝らの先祖の神ヱホバ、ユダを怒りてこれを汝らの手に付
一〇 したまひしが汝らは天(ハ)に達するほどの忿怒をもて之を殺せり(ロ)　一〇 然のみならず汝ら今ユダとヱルサレムの子孫を
一一 壓つけて己(ニ)の奴婢となさんと思ふ然ども汝ら自身もまた汝らの神ヱホバに罪を獲たる身にあらずや　一一 然ば今我
に聽き汝らがその兄弟の中より擄へ來りし俘擄を放ち歸せ(ホ)ヱホバの烈しき怒なんぢらの上に臨まんとすればなり
一二 と　一二 是においてエフライム人の長たる人々すなはちヨハナンの子アザリヤ、メシレモテの子ベレキヤ、シャルム
一三 の子ヒゼキヤ、ハデライの子アマサ等戰爭より歸れる者等の前に立ふさがりて　一三 之にいひけるは汝ら俘擄を此
に曳いるべからず汝らは我らをしてヱホバに愆を得せしめて更に我らの罪愆を增んとす我らの愆は大にして烈し
一四 き怒イスラエルにのぞまんとするなりと　一四 是において兵卒等その俘擄と掠取物を牧伯等と全會衆の前に遺おき
一五 ければ　一五 上(ヘ)に名を擧げたる人々たちて俘擄を受取り掠取物の中より衣服を取てその裸なる者に着せ之に靴を穿
せ食飮(ト)を爲しめ膏油を沃ぎ等しその弱き者をば盡く驢馬に乘せ斯して之を棕櫚(チ)の邑ヱリコに導きゆきてその兄弟
に詣らしめ而してサマリアに歸れり
一六 一六 當時(リ)アハズ王人をアッスリヤの王等に遣はして援助を乞しむ　一七 其はエドム人また來りてユダを攻擊ち民
一七
一八 を擄へて去たればなり　一八 ペリシテ(ヌ)人もまた平野の邑々およびユダの南の邑々を侵してベテシメシ、アヤロン、
一九 ゲデロテおよびショコとその鄉里テムナとその鄉里ギムゾとその鄉里を取て其處に住めり　一九 イスラエルの王

イ代下一一・四　ロ詩六九・二六　賽一〇・五、四七・六　結二五・一二、一五、二六・二　阿一〇　亞一・一五　ハ喇九・六　默一八・五　ニ利二五・三九、四二、四三、四六　ホ雅二・一三　ヘ代下二八・一一　ト王下六・二二　箴二五・二一、二二　路六・二七　羅一二・二〇　チ申三四・三　士一・一六　リ王下一六・七　ヌ結一六・二七、五七

(ル)アハズの故をもてヱホバかくユダ(ヲ)を卑くしたまふ其は彼ユダの中に淫逸なる事を行ひかつヱホバにむかひて大に
二〇 罪を犯したればなり　二〇 アッスリヤの王テグラテピレセル(ワ)は彼の所に來りしかども彼に力をそへずして反てこれ
二一 を煩はせり　二一 アハズ、ヱホバの家と王の家および牧伯等の家の物を取てアッスリヤの王に與へけれどもアハズ
を援くることをせざりき
二二 二三 　二二 このアハズ王はその困難の時に當りてますますヱホバに罪を犯せり　二三 即ち彼おのれを撃るダマスコ(カ)の神
神に犠牲を獻げて言ふスリアの王等の神々はその王等を助くれば我もこれに犠牲を獻げん然ば彼ら(ヨ)我を助けんと
二四 然れども彼等はかへつてアハズとイスラエル全國を仆す者となれり　二四 アハズ神の室の器皿を取聚めて神の室の
二五 器皿を切やぶり(タ)ヱホバの室の戸を閉ちヱルサレムの隅々に凡て祭壇を造り　二五 ユダの一切の邑々に崇邱を造り
二六 て別神に香を焚き等してその先祖の神ヱホバの忿怒を惹おこせり　二六 アハズのその餘の始終の行爲およびその
二七 一切の行跡はユダとイスラエルの列王の書に記さる　二七 アハズその先祖等(レ)とともに寝りたればヱルサレムの邑に
これを葬れり然どイスラエルの王等の墓にはこれを持ゆかざりき其子ヒゼキヤこれに代りて王となる

第二九章

一 　一 ヒゼキヤは二十(ソ)五歳の時位に即きヱルサレムにて二十九年の間世を治めたりその母はゼカリヤ(ツ)
二 の女にして名をアビヤといふ　二 ヒゼキヤはその父ダビデの凡てなしたる如くヱホバの目に善と視
三 四 たまふ事をなせり　三 即ち彼その治世の第一年一月に(ネ)ヱホバの室の戸を開きかつ之を修繕ひ　四 祭司およびレビ
五 人を携さへいりて東の廣場にこれを集め　五 而して之にいひけるはレビ人よ我に聽け汝等(ナ)いま身を潔めて汝等の
六 先祖の神ヱホバの室を潔め汚穢を聖所より除きされ　六 夫我らの先祖は罪を犯し我らの神ヱホバの目に惡しと見

ル 代下二一・二
ヲ 出三二・二五
ワ 王下一五・二九、一六・七－九
カ 代下二五・一四
ヨ 耶四四・一七、一八
タ 代下二九・三、七
レ 王下一六・一九、二〇
ソ 王下一八・一
ツ 代下二六・五
ネ 代上二八・二四、二九・七
ナ 代上一五・一二 代下三五・六

七 たまふことを行ひてヱホバを棄てヱホバの住所に面を背けて後をこれに向け　七また(ロ)廊の戸を閉ぢ燈火を消し
八 聖所にてイスラエルの神に香を焚ず(イ)燔祭を獻げざりし　八是をもて(ハ)ヱホバの忿怒ユダとヱルサレムに臨みヱホバ
九 彼等をして打たゞよはされしめ詫異となしめ(ニ)胡盧となしめたまへり汝らが目に觀るごとし　九即ち(ホ)我儕の父
一〇 は劍に斃れ我らの男子女子及び妻等はこれがために俘擄となれり　一〇今我イスラエルの神ヱホバと(ヘ)契約を結ばん
一一 とする意志ありその烈しき怒我らを離るゝことあらん　一一我子等よ今は怠たる勿れヱホバ(ト)汝らを擇びて已の前に
立て事へしめ已に事ふる者となし香を焚く者となしたまひたればなりと
一二 一二是においてレビ人起り即ちコハテの子孫の中にてはアマサイの子マハテおよびアザリヤの子ヨエル、メ
ラリの子孫の中にてはアブデの子キシおよびヱハレレルの子アザリヤ、ゲルション人の中にてはジンマの子ヨア
一三 およびヨアの子エデン　一三エリザパンの子孫の中にてはシムリおよびヱイエル、アサフの子孫の中にてはゼカリ
一四 ヤおよびマッタニヤ　一四ヘマンの子孫の中にてはヱヒエルおよびシメイ、エドトンの子孫の中にてはシマヤおよ
一五 びウジエル　一五かれらその兄弟を集へて身を潔めヱホバの言に依りて王の傳へし命令にしたがひて(リ)ヱホバの室を
一六 潔めんとて入きたり　一六祭司等ヱホバの室の奧に入りてこれを潔めヱホバの殿にありし汚穢をことごとくヱホバ
一七 の室の庭に携へいだせばレビ人それを受て外にいだしキデロン河に持いたる　一七彼ら正月の元日に潔むることを
始めてその月の八日にヱホバの廊におよびまたヱホバの家を潔むるに八日を費し正月の十六日にいたりて之を終
一八 れり　一八かくて彼らヒゼキヤ王の處に入て言ふ我らヱホバの室をことごとく潔めまた燔祭の壇とその一切の器具
一九 および供前のパンの案とその一切の器皿とを潔めたり　一九またアハズ王がその治世に(ヌ)罪を犯して棄たりし一切の

イ 耶二・二七　結八・一六　ハ 代下二四・一八　二五・九、一八、二九　八、一七　一八・二、六　ヌ 代下二八・二四
一六　ニ 王上九・八　耶一八・一六　・一八　ヘ 代下一五・一二　チ 代下二九・五
ロ 代下二八・二四　・一六、一九・八、　ホ 代下二八・五、六、　ト 民三・六、八・一四、　リ 代上二三・二八

ル 利四・三、一四　ワ 利四・一五、二四　・六　レ 撒後二四・一一　・五　・六
ヲ 利八・一四、一五、一　カ 利一四・二〇　タ 代上二三・五、二五　ソ 代下三〇・一二　ネ 民一〇・八、一〇 代　ナ 代下二三・一八
九、二四 來九、二一　ヨ 代上一六・四、二五　・一 代下八・一四　ツ 代上二三・五 歴六　上一五・二四、一六　ラ 代下二〇・一八

器皿をも整へてこれを潔めヱホバの壇の前にこれを据置りと
二〇 是においてヒゼキヤ王蚤に起いで邑の牧伯等をあつめてヱホバの家にのぼり往き 二一 牡牛七匹牡羊七匹
羔羊七匹牡山羊七匹を牽きたらしめ國と聖所とユダのためにこれを罪祭となしアロンの子孫たる祭司等に命じて
これをヱホバの壇の上に獻げしむ 二二 即ち牡牛を宰れば祭司等その血を受て壇に灑ぎまた牡羊を宰ればその血を
壇に灑ぎまた羔羊を宰ればその血を壇に灑げり 二三 かくて人々罪祭の牡山羊を王と會衆の前に牽きたりければ
彼らその上に手を按り 二四 而して祭司これを宰りその血を罪祭として壇の上に獻げてイスラエル全國のために
贖罪をなせり是は王イスラエル全國の爲に燔祭および罪祭を獻ぐることを命じたるに因る
二五 王レビ人をヱホバの室に置きダビデおよび王の先見者ガデと預言者ナタンの命令にしたがひて之に鐃鈸瑟
および琴を執しむ是はヱホバがその預言者によりて命じたまひし所なり 二六 是においてレビ人はダビデの樂器を
とり祭司は喇叭をとりて立つ 二七 時にヒゼキヤ燔祭を壇の上に獻ぐることを命ぜり燔祭をさゝげ始むるときヱホ
バの歌をうたひ喇叭を吹きイスラエルの王ダビデの樂器をならしはじめたり 二八 しかして會衆みな禮拜をなし
謳歌者歌をうたひ喇叭手喇叭を吹ならし燔祭の終るまで凡て斯ありしが
二九 獻ぐる事の終るにおよびて王および之と偕に在る者皆身をかゞめて禮拜をなせり 三〇 かくて又ヒゼキヤ王
および牧伯等レビ人に命じダビデと先見者アサフの詞をもてヱホバを讃美せしむ彼等喜樂をもて讃美し首を
さげて禮拜す
三一 時にヒゼキヤこたへて言けるは汝らすでにヱホバに事へんために身を潔めたれば進みよりてヱホバの室に

犧牲および感謝祭を携へきたれと會衆すなはち犧牲および感謝祭を携へきたる又志ある者はみな燔祭を携ふ
三二 會衆の携へ(イ)きたりし燔祭の數は牡牛七十 牡羊一百 羔羊二百 是みなヱホバに燔祭として奉つる者なり 三三 また奉納物は牛六百 羊三千なりき 三四 然るに祭司寡くしてその燔祭の物の皮を剝つくすこと能はざりければその(ロ)兄弟たるレビ人これを助けてその工を終ふ斯る間に他の祭司等も身を潔む(ハ)レビ人は祭司よりも心正しく(ニ)して身を潔めたり 三五 燔祭夥多しくあり(ホ)酬恩祭の脂及びすべての(ヘ)燔祭の酒も然り斯ヱホバの室の奉事備はれり 三六 この事俄なりしかども神かく民の爲に備をなしたまひしに因てヒゼキヤおよび一切の民喜べり

第三〇章

一 茲にヒゼキヤ、イスラエルとユダに遍ねく人を遣しまた書をエフライムとマナセに書おくりヱルサレムなるヱホバの室に來りてイスラエルの神ヱホバに逾越節を行はんことを勸む 二 王すでにその牧伯等およびヱルサレムにある會衆と議り(ト)二月をもて逾越節を行はんと定めたり 三 其は祭司(チ)の身を潔めし者足ず民またヱルサレムに集らざりしに因て(リ)彼時にこれを行ふことを得ざればなり 四 王も會衆もこの事を見て善となし 五 即ちこの事を定めてベエルシバよりダンまでイスラエルに遍ねく宣布しめしヱルサレムに來りてイスラエルの神ヱホバに逾越節を行はんことを勸む是はその錄されたるごとくにこれを行ふ事久しく無りしが故なり 六 飛脚すなはち王とその牧伯等が授けし書をもちてイスラエルとユダを遍ねく行めぐり王の命を傳へて云ふイスラエルの子孫よ汝ら(ヌ)アブラハム、イサク、イスラエルの神ヱホバに起歸れ然ばヱホバ(ル)、アッスリヤの王等の手より逃れて遺るところの汝らに歸りたまはん 七 汝ら(ヲ)の父および兄弟の如くならざれ彼らその先祖の神ヱホバにむかひて罪を犯したれば(ワ)これを滅亡に就しめたまへり汝らが見るごとし 八 然ば汝らの父のごとく汝ら項を(カ)

イ利七・一二　ニ詩七・一〇　ト民九・一〇・一一　ヌ耶四・一耳二・一三　ヲ結二〇・一八
ロ代 三五・一一　ホ利三・一六　チ代下二九・三四　ル王下一五・一九、二　ワ代下二九・八
ハ代下三〇・三　ヘ民一五・五・七・一〇　リ出一二・六・一八　九　カ申一〇・一六

ヨ代下二九・一〇　ソ賽五五・七　三〇・一八、二一　ム代下二八・二四　ノ代下三〇・一一
タ詩一〇六・四六　ツ代下三六・一六　ナ辯二・一三　ウ代下二九・三四　オ出一二・四三
レ出三四・六　ネ代下一一・一六、　ラ代下二九・二五　ヰ代下二九・三四　ク代下一九・三

強くせずしてヱホバに歸服しその永久に聖別たまひし聖所に入り汝らの神ヱホバに事へよ(ヨ)然ればその烈しき怒
九 なんぢらを離れん　九汝ら若ヱホバに歸らば汝らの兄弟および子女(タ)その己を擄へゆきし者の前に矜憫を得て遂に
また此國にかへらん汝らの神ヱホバは恩惠あり(レ)憐憫ある者にましませば(ソ)汝らこれに起かへるにおいては面を汝ら
に背けたまはじと
一〇 一〇かくのごとく飛脚エフライム、マナセの國にいりて邑より邑に行めぐりて遂にゼブルンまで至りしが人衆(ツ)
一一 これを嘲り笑へり　一一但しアセル、(ネ)マナセおよびゼブルンの中より身を卑くしてヱルサレムに來りし者もあり
一二 一二またユダに於ては神(ナ)その力をいだして人々に心を一にせしめ王と牧伯等が(ラ)ヱホバの言に依て傳へし命令を
之に行はしむ
一三 一三斯りしかば二月にいたりて民酵いれぬパンの節をおこなはんとて多くヱルサレムに來り集れりその會はな
一四 はだ大なりき　一四彼等すなはち起てヱルサレムにある諸(ム)の壇を取のぞきまた一切の香壇を取のぞきてこれをキデ
一五 ロン川に投すて　一五二月の十四日に逾越の物を宰れり是において祭司等(ウ)およびレビ人は自ら恥ぢ身を潔めてヱホ
一六 バの室に燔祭を携へきたり　一六神の人モーセの律法に循ひ例に依て各々その所に立ち而して祭司等レビ人の手よ
一七 り血を受て灑げり　一七時に會衆の中に未だ身を潔めざる者多かりければ(ヰ)レビ人その潔からざる一切の人々に代り
一八 て逾越の物を宰りてヱホバに潔め獻ぐ　一八また衆多の民すなはち(ノ)エフライム、マナセ、イッサカル、ゼブルンよ
り來りし衆多の者未だ身を潔むる事をせずその(オ)書錄されし所に違ひて逾越の物を食へり是をもてヒゼキヤこれが
一九 ために祈りて云ふ　一九惠ふかきヱホバよ凡そ(ク)その心を傾けて神を求めその先祖の神ヱホバを求むる者は假令聖所

二〇 二一 の潔齋に循はざるとも願くは是を赦したまへと 二〇 ヱホバ、ヒゼキヤに聽て民を醫したまへり 二一 ヱルサレムに
きたれるイスラエルの子孫は大なる喜悦をいだきて七日の間酵(イ)いれぬパンの節をおこなへり又レビ人と祭司は日
二二 日にヱホバを讚美し高聲の樂を奏してヱホバを頌へたり 二二 ヒゼキヤ、ヱホバの奉事に善通じをる一切(ロ)のレビ人
を深く勞らふ斯人衆酬恩祭を獻げその(ハ)先祖の神ヱホバに感謝して七日のあひだ節の物を食へり
二三 二四 二三 かくて又全會あひ議りて更に七日を守らんと決め喜悦をいだきて(ニ)また七日を守れり 二四 時にユダの王ヒゼ
キヤは牡牛(ホ)一千羊七千を會衆に餽り又牧伯等は牡牛一千羊一萬を會衆に餽れり祭司もまた衆く(ヘ)身を潔めたり
二五 二五 ユダの全會衆および祭司レビ人ならびにイスラエル(ト)より來れる全會衆およびイスラエルの地より來れる異邦
二六 人とユダに住む異邦人みな喜べり 二六 かくヱルサレムに大なる喜悦ありきイスラエルの王ダビデの子ソロモンの
二七 時より以來かくのごとき事ヱルサレムに在ざりしなり 二七 この時祭司レビ人起て(チ)民を祝しけるにその言聽れその
祈禱ヱホバの聖き住所なる天に達せり

第三一章

一 一 この事すべて終りしかば其處に在しイスラエル人みなユダの邑々に出ゆき柱像(リ)を碎きアシラ像を
斫たふしユダとベニヤミンの全地より崇邱と祭壇を崩し絕ちエフライム、マナセにも及ぼして遂
にまつたく之を毀ち而してイスラエルの子孫おのおのその邑々に還りて己の產業にいたれり
二 二 ヒゼキヤ祭司およびレビ(ヌ)人の班列を定めその班列にしたがひて各々にその職を行はしむ即ち祭司とレビ人
三 をして燔祭(ル)および酬恩祭を獻げしめヱホバの營の門において奉事をなし感謝をなし讚美をなさしめ 三 また己の
財產の中より王の分を出して燔祭のために即ち朝夕の燔祭および安息日朔日節會などの燔祭のために之を出

イ 出一二・一五、一三・六　一七・九、三五・三　ホ 代下三五・七、八　一八　ヌ 代上二三・六、二四・一　三一
ハ 申一〇・一一　ヘ 代下二九・三四　チ 民六・二三
ロ 申三三・一〇 代下　ニ 王上八・六五　ト 代下三〇・一一、　リ 王下一八・四　ル 代上二三・三〇、

ヲ民二八、二九・　カ馬二・七　タ利二七・三〇　申　ソ尼一三・一三
ワ民一八・八　尼一三　ヨ出二二・二九　尼　一四・二八　ツ書二一・九
・一〇　一三・一二　レ馬三・一〇

四 して(ヲ)ヱホバの律法に記さるゝ如くす　四彼またヱルサレムに住む民に祭司とレビ人に(ワ)その分を與へんことを命ず
五 是かれらをしてヱホバの律法に身を委ねしめんとてなり　五其命令の傳はるや否やイスラエルの子孫穀物酒油
六 蜜ならびに田野の(カ)諸の産物の初を多く獻げまた一切の物の什一(タ)を夥多しく携へきたる　六ユダの邑々に住むイス
ラエルとユダの子孫もまた牛羊(ヨ)の什一ならびにその神ヱホバに納むべき聖物の什一を携へきたりてこれを積疊ぬ
七 八 七三月に之を積疊ぬることを始め七月にいたりて之を終れり　八ヒゼキヤおよび牧伯等きたりて其積疊ねたる
九 物を見ヱホバとその民イスラエルを祝せり　九ヒゼキヤその積疊ねたる物の事を祭司とレビ人に問尋ねければ
一〇 一〇ザドクの家より出し祭司の長アザリヤ彼に應へて言けるは民(レ)ヱホバの室に禮物を携ふることを始めしより
以來我儕飽までに食ひしがその餘れる所はなはだ多しヱホバその民をめぐみたまひたればなりその餘れる所かく
のごとく夥多しと
一一 一二 一一ヒゼキヤ、ヱホバの家の内に室を設くることを命じければ則ちこれを設け　一二忠實にその禮物什一および
一三 奉納物を携へいれりレビ人コナニヤ(ソ)これを主どりその兄弟シメイこれに副ふ　一三ヱヒエル、アザジヤ、ナハテ、
アサヘル、ヱレモテ、ヨザバデ、ヱリエル、イスマキヤ、マハテ、ベナヤ等ヒゼキヤ王および神の室の宰アザリ
一四 ヤの命に依りコナニヤ及びその兄弟シメイの手下につきてこれが監督者となる　一四東の門を守る者レビ人ヱムナ
一五 の子ゴレ神に獻ぐる誠意よりの禮物を司どりてヱホバの獻納物および至聖物を頒つ　一五その手につく者はヱデ
ン、ミニヤミン、ヱシュア、シマヤ、アマリヤおよびシカニヤみな祭司(ツ)の邑々に居てその職を盡しその兄弟に
一六 班列に依て之を頒つ大小ともに均し　一六此外にまた凡て名簿に載たる男子三歳以上にしてヱホバの室に入りその

一七 班列にしたがひて日々の職分を盡し擔任の勤務を爲すところの者に之を頒つ　一七 またその宗家にしたがひて名簿
一八 に載られその班列にしたがひて擔任の事を執行ふところの祭司および二十歳以上のレビ人　一八 ならびに名簿に載
たるその小き者その妻その男子その女子などに盡く之を頒つ會中すべて然り即ち彼等は潔白忠實にその職を盡せ
一九 り　一九 また邑々の郊地に居るアロンの子孫たる祭司等のためには邑ごとに人を名指し選び祭司の中の一切の男
およびレビ人の中の名簿に載せたる一切の者にその分を予へしむ
二〇 二〇 ヒゼキヤ、ユダ全國に斯のごとく爲し善事正き事忠實なる事をその神ヱホバの前に行へり　二一 凡てその神の
二一 室の職務につき律法につき誡命につきて行ひ始めてその神を求めし工は悉く心をつくして行ひてこれを成就たり

第三十二章

一 一 ヒゼキヤが此等の事を行ひ且つ忠實なりし後アッスリヤの王セナケリブ來りてユダに入り堅固
二 なる邑々にむかひて陣を張り之を攻取んとす　二 ヒゼキヤ、セナケリブの既に來りヱルサレムに攻
三 むかはんとするを見　三 その牧伯等および勇士等と謀りて邑の外なる一切の泉水を塞がんとす彼等これを助く
四 四 衆多の民あつまりて一切の泉水および國の中を流れわたる溪河を塞ぎていひけるはアッスリヤの王等來りて水
五 を多く得ば豈で可らんやと　五 ヒゼキヤまた力を強くし破れたる石垣をことごとく建なほして之を戍樓まで築き
六 上げその外にまた石垣をめぐらしダビデの邑のミロを堅くし戈盾を多く造り　六 軍長を多く民の上に立て邑の門
七 の廣場に民を集めてこれを勞ひて言ふ　七 汝ら心を強くし且勇めアッスリヤの王のためにも彼とともなる群衆の
八 ためにも懼るゝ勿れ慄く勿れ我らとともなる者は彼とともになる者よりも多きぞかし　八 彼とともなる者は肉の
腕なり然れども我らとともなる者は我らの神ヱホバにして我らを助け我らに代りて戰かひたまふべしと民はユダ

イ代上二三・二四、二七　ロ利二五・三四　民三五・二　ハ代下三一・二一　ニ王下二〇・三　ホ王下一八・一三　賽三六・一　ヘ箴二二・九、一〇　ト代下二五・二三　チ撒後五・九　王上九・二四　リ申三一・六　ヌ代下二〇・一五　ル王下六・一六　ヲ耶一七・五　約壹四・四　ワ代下一三・一二　羅八・三一

カ 王下一八・一七
ヨ 王下一八・一九
タ 王下一八・三〇
レ 王下一八・二二
ソ 王下一八・三三―三五
ツ 王下一八・二九
ネ 王下一九・九
ナ 王下一九・一二
ラ 王下一八・二八
ム 王下一八・二六―二八
ウ 王下一九・一八

の王ヒゼキヤの言に安んず
九 九此後(カ)アッスリヤの王セナケリブその全軍をもてラキシを攻圍み居りて臣僕をヱルサレムに遣はしてユダの
一〇 王ヒゼキヤおよびヱルサレムにをる一切のユダ人に告しめて云く 一〇(ヨ)アッスリヤの王セナケリブかく言ふ汝ら何
一一 を恃みてヱルサレムに閉籠りをるや 一一(タ)ヒゼキヤ我らの神ヱホバ、アッスリヤの王の手より我らを救ひ出したま
一二 はんと言て汝らを誘かし汝らをして饑渇て死しめんとするに非ずや 一二(レ)此ヒゼキヤはすなはちヱホバの諸の
崇邱と祭壇を取のぞきユダとヱルサレムとに命じて汝らは唯一の壇の前にて崇拜を爲しその上に香を焚べしと
一三 言し者にあらずや 一三汝らは我およびわが先祖等が諸の國の民に爲したる所を知ざるか其等(ツ)の國々の民の神少許
一四 にてもその國をわが手より救ひ取ることを得しや 一四わが先祖等の滅ぼし盡せし國民の諸(ソ)の神の中誰か己の民
をわが手より救ひ出すことを得し者あらんや然れば汝らの神いかでか汝らをわが手より救ひいだすことを得ん
一五 一五然れば斯ヒゼキヤに欺かるゝ勿れ誘かさるゝ勿れまた彼を信ずる勿れ何の民何の國の神もその民を我手また
は我父祖の手より救ひ出すことを得ざりしなれば況て汝らの神いかでか我手より汝らを救ひ出すことを得んと
一六 一七 一六セナケリブの臣僕等この外にも多くヱホバ神およびその僕ヒゼキヤを誹れり 一七(ネ)セナケリブまた書をかき
おくりてイスラエルの神ヱホバを嘲りかつ誹り諸國の民の神々その民をわが手より救ひいださゞりし如くヒゼキ
一八 ヤの神もその民をわが手より救ひ出さじと云ふ 一八(ラ)彼ら遂に大聲を擧げユダヤ語をもて石垣の上なるヱルサレム
一九 の民に語ひ之を威しかつ擾せり是は邑を取んとてなり 一九斯かれらはヱルサレムの神を論ずること人(ウ)の手の作な
る地上の民の神々を論ずるがごとくせり

二〇 二一 二〇 是によりてヒゼキヤ(イ)王およびアモツの子預言者(ロ)イザヤともに祈禱て天に呼はりければ　二一 ヱホバ(ハ)天の使
一箇を遣はしてアッスリヤ王の陣營にある一切の大勇士および將官軍長等を絶しめたまへり斯りしかば王面を
二二 赧らめて己の國に還りけるがその神の家にいりし時其身より出たる者等劍をもて之を其處に弑せり　二二 是のごと
くヱホバ、ヒゼキヤとヱルサレムの民をアッスリヤの王セナケリブの手および諸人の手より救ひいだし四方に
二三 おいて之を守護たまへり　二三 是において衆多の人獻納物をヱルサレムに携へきたりてヱホバに奉りまた財寶(ニ)を
ユダの王ヒゼキヤに餽れり此後ヒゼキヤは萬國(ホ)の民に尊び見らる
二四 二五 二四 當時(ヘ)ヒゼキヤ病て死んとせしがヱホバに祈りければヱホバこれに告をなし之に休徵を賜へり　二五 然るにヒ
ゼキヤその蒙むりし恩(ト)に酬ゆることをせずして心(チ)に高ぶりければ震怒(リ)これに臨まんとしまたユダとヱルサレムに
二六 臨まんとせしが　二六 ヒ(ヌ)ゼキヤその心に高慢を悔て身を卑くしヱルサレムの民も同じく然なしたるに因てヒゼキヤ(ル)
の世にはヱホバの震怒かれらに臨まざりき
二七 二八 二七 ヒゼキヤは富と貴を極め府庫を造りて金銀寶石香物楯および各種の寶貴き器物を藏め　二八 また倉廩を造り
二九 て穀物酒油などの產物を藏め圈を造りて種々の家畜を置き牢を造りて羊の群を置き　二九 また許多の邑を設けかつ
三〇 牛羊を夥多しく有り是は神貨財(ヲ)を甚だ多くこれに賜ひしが故なり　三〇 この(ワ)ヒゼキヤまたギホンの水の上の源を
三一 塞ぎてこれを下より眞直にダビデの邑の西の方に引り斯ヒゼキヤはその一切の工を善なし就たり　三一 但しバビロ
ンの君等が使者(カ)を遣はしてこの國にありし奇蹟を問しめたる時には神かれを棄おきたまへり是その心に有ところ
の事を盡く知んがために之を試(ヨ)みたまへるなり

イ 王下一九・一五
ロ 王下一九・二、四
ハ 王下一九・三五
ニ 代下一七・五
ホ 代下一・一
ヘ 王下二〇・一 賽三八・一
ト 詩一一六・一二
チ 代下二六・一六 哈二・四
リ 代下二四・一八
ヌ 耶二六・一八、一九
ル 王下二〇・一九
ヲ 代上二九・一二
ワ 賽二二・九・一一
カ 王下二〇・一二 賽三九・一
ヨ 申八・二
タ 王下一八・―二〇・
レ 賽三六・―三九・
ソ 王下二〇 二一
ツ 黴一〇・七
ネ 王下二一・一

ナ申一八　九　代下三〇・一四、三一・　ウ申一七・三　王上　代下六・六、七・一六　八・一〇　王下二三　三九　マ王下二一・七
二八・三　一、三二・一二　井申一二・一一　ノ代下四・九　・一〇　代下二八・　ク申一八・一〇、一一　ケ詩一三二・一四
ラ王下一八・四　代下　ム申一六・二一　八・二九、九・三　オ利一八・二一　申一　三　結二三・三七、　ヤ王下二一・六　フ毋後七・一〇

三二 ヒゼキヤのその餘の行爲および其の徳行はユダ(タ)とイスラエルの列王紀の書の中なるアモツの子預言者(レ)イザヤの默示の中に記さる 三三 ヒ(ソ)ゼキヤその先祖等と偕に寢りたればダビデの子孫の墓の中なる高き處にこれを葬りユダの人々およびヱルサレムの民みな厚(ツ)くその死を送れり其子マナセこれに代りて王となる

第三三章

一 マナセは十二(ネ)歳の時位に即きヱルサレムにて五十五年の間世を治めたり 二 彼はヱホバの目に惡と觀たまふことを爲しイスラエルの子孫の前よりヱホバの逐はらひたまひし國(ナ)人の行ふところの憎むべき事に傚へり 三 即ちその父ヒゼキヤの毀(ラ)ちたりし崇邱を改ため築き諸のバアルのために壇を設けアシラ(ム)像を作り天(ウ)の衆群を拜みて之に事へ 四 またヱホバが我名は永くヱルサレムに在べしと宣まひしヱホバ(ヤ)の室の內に數箇の壇を築き 五 天の衆群のためにヱホバの室の兩(井)の庭(ノ)に壇を築き 六 またベン(オ)ヒンノムの谷にてその子女に火の中を通らせかつ占(ク)卜を行ひ魔術をつかひ禁厭を爲し憑(ヤ)鬼者と卜筮師を取用ひなどしてヱホバの目に惡と視たまふ事を多く行ひてその震怒を惹起せり 七 彼またその作りし偶(マ)像を神の室に安置せり神此室につきてダビデとその子ソロモンに言たまひし事あり云く我この(ケ)室と我がイスラエルの諸の支派の中より選びたるヱルサレムとに我名を永く置ん 八 彼らもし(フ)我が凡て命ぜし事すなはちモーセが傳へし一切の律法と法度と例典を謹みて行はゞ我が汝らの先祖のために定めし地より我これが足を重てうつさじと 九 マナセかくユダとヱルサレムの民とを迷はして惡を行はしめたり其狀イスラエルの子孫の前にヱホバの滅ぼしたまひし異邦人よりも甚だし

一〇 ヱホバ、マナセおよびその民を諭したまひしかども聽ことをせざりき 一一 是(コ)をもてヱホバ、アッスリヤの王の軍勢の諸將をこれに攻來らせたまひて彼等つひにマナセを鉤にて擄へ之を桎(エ)梏に繫ぎてバビロンに曳ゆけり

一一 一二
一一 然るに彼患難に罹るにおよびてその神ヱホバを和めその先祖の神の前に大に身を卑くして(イ) 一二 神に祈りけれ
ばその祈禱を容れ(ロ)その懇願を聽きこれをヱルサレムに携へかへりて再び國に莅ましめたまへり是によりてマナ
セ、ヱホバは誠に神にいますと知り(ハ)
一四
一四 この後かれダビデの邑の外にてギホン(ニ)の西の方なる谷の内に石垣を築き魚門の入口までに及ぼし又オペル(ホ)
一五
に石垣を環らして甚だ高く之を築き上げユダの一切の堅固なる邑に軍長を置き 一五 またヱホバの室より異邦の神(ヘ)
一六
神および偶像を取除きヱホバの室の山とヱルサレムとに自ら築きし一切の壇を取のぞきて邑の外に投すて 一六 ヱ
ホバの壇を修復ひて酬恩祭および感謝祭をその上に獻げユダに命じてイスラエルの神ヱホバに事へしめたり
一七
一七 然れども民は猶崇邱にて犧牲を獻ぐることを爲り(ト)但しその神ヱホバに而已なりき
一八
一八(チ) マナセのその餘の行爲その神になせし祈禱およびイスラエルの神ヱホバの名をもて彼を諭せし先見者等(リ)の
一九
言はイスラエルの列王の言行錄に見ゆ 一九 またその祈禱を爲たる事その聽れたる事その諸の罪愆その身を卑くす
二〇
る前に崇邱を築きてアシラ像および刻たる像を立たる處々などはホザイの言行錄の中に記さる 二〇 マナセ(ヌ)その
先祖とともに寢りたれば之をその家に葬れり其子アモンこれに代りて王となる
二一 二二
二一 アモン(ル)は二十二歲の時位に即きヱルサレムにて二年の間世を治めたり 二二 彼は其父マナセの爲しごとくヱ
ホバの目に惡と觀たまふ事を爲り即ちアモンその父マナセが作りたる諸の刻たる像に犧牲を獻げてこれに事へ
二三
二三 その父マナセが身を卑くせしごとくヱホバの前に身を卑くすることを爲ざりき(ヲ)斯このアモン愈その愆を增た
二四 二五
りしが 二四(ワ) その臣僕黨を結びて之に叛きこれをその家の內に弑せり 二五 然るに國の民その黨を結びてアモン王に

イ 彼前五・六　ロ 代上五・二〇　拉八・二三　ハ 詩九・一六　但四・二五　ニ 王上一・三三　ホ 代下二七・三　ヘ 代下三三・三、五、七　ト 利七・一一　チ 代下三二・一二　リ 撒前九・九　ヌ 王下二一・一八　ル 王下二一・一九　ヲ 代下三三・一二　ワ 王下二一・二三、二四

カ 王下二二・一 二　ツ 王下二三・六　ラ 王下二二・三
ヨ 代下一五・二　レ 王上一三・二　ネ 王上一三・二　ム 王下一二・四
タ 代下三三・一七、二　ソ 利二六・三〇　ナ 中九・二一

叛きし者等を盡く誅し而して國の民その子ヨシアを王となしてその後を嗣しむ

第三四章

一 二 一 ヨシアは八歳(カ)の時位に即きヱルサレムにて三十一年の間世を治めたり 二 彼はヱホバの善と觀た
三 まふ事を爲しその父ダビデの道にあゆみて右にも左にも曲らざりき 三 即ち尚若かりしかどもその
治世の八年に(ヨ)その父ダビデの神を求むる事を始めその十二年には崇邱(タ)アシラ像刻たる像鑄たる像などを除きて
四 ユダ(レ)とヱルサレムを潔むることを始め 四 諸の(ソ)バアルの壇を己の前にて毀たしめ其上に立る日の像を斫たふしア
五 シラ像および雕像鑄像を打碎きて粉々にし是等に犧牲を獻げし者等の墓(ツ)の上に其を撒ちらし 五 祭(ネ)司の骨をその
六 諸の壇の上に焚き斯してユダとヱルサレムを潔めたり 六 またマナセ、エフライム、シメオンおよびナフタリの
七 荒たる邑々にも斯なし 七 諸壇を毀ちアシラ像および諸の雕像(ナ)を微塵に打碎きイスラエル全國の日の像を盡く
斫たふしてヱルサレムに歸りぬ
八 八 ヨシアその治世の十八年(ラ)にいたりて已に國と殿とを潔め了りその神ヱホバの家を修繕はしめんとてアザリ
九 ヤの子シヤパン邑の知事マアセヤおよびヨアハズの子史官ヨアを遣せり 九 彼ら祭司の長ヒルキヤの許に至りて
ヱ(ム)ホバの室に入し金を交せり是は門守のレビ人がマナセ、エフライムおよび其餘の一切のイスラエル人ならびに
一〇 ユダとベニヤミンの人およびヱルサレムの民の手より斂めたる者なり 一〇 やがてヱホバの室を監督するところの
一一 工師等の手にこれを交しければ彼等ヱホバの室にて操作ところの工人にこれを交して室を繕ひ修めしむ 一一 即ち
木匠および建築者に之を交しユダの王等が壞りたる家々のために琢石および骨木を買しめ梁木をとゝのはしむ
一二 一二 その人々忠實に操作けりその監督者はメラリの子孫たるヤハテ、オバデヤおよびコハテの子孫たるゼカリヤ、

一三 メシユラムなどのレビ人なりき彼等すなはち之を主どる又樂器を弄ぶに精巧なるレビ人凡て之に伴なふ　一三彼等
亦荷を負ものを監督し種々の工事に操作ところの諸の工人をつかさどれり別のレビ人（イ）書記となり役人となり門守
となれり
一四 一四ヱホバの室にいりし金を取いだすに當りて祭司ヒルキヤ、モーセの傳へしヱホバの律法の書を見いだせり
一五 一五ヒルキヤ是において書記官シヤパンに告て言けるは我ヱホバの室にて律法の書（ロ）を見いだせりと而してヒルキ
一六 ヤその書をシヤパンに付しければ　一六シヤパンその書を王の所に持ゆき王に復命まうして言ふ僕等その手に委ね
一七 一八 られし所を盡く爲し　一七ヱホバの室にありし金を打あけて之を監督者の手および工人の手に交せりと　一八書記官
一九 シヤパン亦王に告て祭司ヒルキヤ我に一の書を交せりと言ひシヤパンそれを王の前に讀けるに　一九王その律法の
二〇 言を聞て衣服を裂り　二〇而して王ヒルキヤとシヤパンの子アヒカムとミカの子アブドンと書記官シヤパンと王の
二一 内臣アサヤとに命じて言ふ　二一汝ら往てこの見當りし書の言につきて我の爲またイスラエルとユダに遺れる者等
のためにヱホバに問へ我らの先祖等はヱホバの言を守らず凡て此書に記されたる所を行ふことを爲ざりしに因て
ヱホバ我等に大なる怒を斟ぎ給ふべければなりと
二二 二二是においてヒルキヤおよび王の人々シヤルムの妻なる女預言者ホルダの許に往りシヤルムはハルハスの子
なる（ハ）テクワの子にして衣裳を守る者なり時にホルダはヱルサレムの第二の邑に住をれり彼等すなはちホルダに斯
二三 と語りしかば　二三ホルダこれに答へけるはイスラエルの神ヱホバかく言たまふ汝らを我に遣はせる人に告よ
二四 二四ヱホバかく言たまふユダの王の前に讀し書に記されたる諸の呪詛に循ひて我この處と此に住む者に災害を降

イ 代上二三・四、五　ニ 王下二三・一　三・三 代下六・一三　チ 王下二三・二一、二　一九　ヲ 申三三・一〇 代下　カ 代下三四・一四
ロ 王下二二・八　ヘ 王上一一・五　二　ヌ 代下二三・一八　三〇・二二 馬二・七
ハ 王下二二・一四　ホ 王下一一・一四、二　ト 耶三・一〇　リ 出一二・六　喇六・　ル 代下二九・五、一一　ワ 代下五・七

さん　二五其は彼ら我を棄て他の神に香を焚きおのが手にて作れる諸の物をもて我怒を惹起さんとしたればなり
この故にわが震怒この處に斟ぎて滅ざるべし　二六されど汝らを遣はしてヱホバに問しむるユダの王には汝ら斯い
ふべしイスラエルの神ヱホバかく言たまふ汝が聞る言につきては　二七汝此處と此にすむ者を責る神の言を聞し
時に心やさしくして神の前に於て身を卑くし我前に身を卑くし衣服を裂て我前に泣たれば我も汝に聽りとヱホバ
宣まふ　二八然ば我汝をして汝の先祖等に列ならしめん汝は安然に墓に歸する事を得べし汝は我が此處と此に住む
者に降すところの諸の災害を目に見る事あらじと彼等即ち王に復命まうしぬ
二九是において王人を遣はしてユダとヱルサレムの長老をことごとく集め　三〇而して王ヱホバの室に上りゆけ
りユダの人々ヱルサレムの民祭司レビ人及び一切の民大より小にいたるまでことごとく之にともなふ王すなはち
ヱホバの室に見あたりし契約の書の言を盡く彼らの耳に讀聞せ　三一而して王己の所に立ちてヱホバの前に契約
を立てヱホバにしたがひて歩み心を盡し精神を盡してその誡命と證詞と法度を守り此書にしるされたる契約の言
を行はんと言ひ　三二ヱルサレムおよびベニヤミンの有ゆる人々をみな之に加はらしめたりヱルサレムの民すなは
ちその先祖の神にまします御神の契約にしたがひて行へり　三三かくてヨシア、イスラエルの子孫に屬する一切の
地より憎むべき者を盡く取のぞきイスラエルの有ゆる人をしてその神ヱホバに事まつらしめたりヨシアの世に
ある日の間は彼らその先祖の神ヱホバに從ひて離れざりき

第三五章

一茲にヨシア、ヱルサレムにおいてヱホバに逾越節を行はんとし正月の十四日に逾越の物を宰ら
しめ　二祭司をしてその職を執行はせ之を勵してヱホバの室の務をなさしめ　三またヱホバの聖者
となりてイスラエルの人衆を誨ふるレビ人に言ふ汝らイスラエルの王ダビデの子ソロモンが建たる家に聖契約

四 の匱を放け再び(イ)肩に擔ふこと有ざるべし然ば今汝らの神ヱホバおよびその民イスラエルに事ふべし 四 汝らまた
イスラエルの王ダビデ(ロ)の書およびその子ソロモン(ハ)の書に本づきて父祖の家(ニ)に循がひその班列に依て自ら準備を
五 なし 五 汝らの兄弟なる民の人々の宗家の區分に循ひて聖所(ホ)に立ち之にレビ人の宗族の分缺ること無らしむべし
六 六 汝ら逾越の物を宰り身を潔め汝らの兄弟のために準備をなしモーセが傳へしヱホバの言のごとく行ふべしと
七 七 ヨシアすなはち(ヘ)羔羊(ト)および羔山羊を民の人々に餽る其數三萬また牡牛三千を餽る是みな王の所有の中より
八 出して其處に居る一切の人のために逾越の祭物となせるなり 八 その牧伯等も民と祭司とレビ人に誠意より與ふ
る所ありまた神の室の長等ヒルキヤ、ゼカリヤ、ヱヒエルも綿羊二千六百牛三百を祭司に與へて逾越の祭物と爲
九 す 九 またレビ人の長たる人々すなはちコナニヤおよびその兄弟シマヤ、ネタンエル並にハシャビヤ、ヱイエル、
ヨザバデなども綿羊五千牛五百をレビ人に餽りて逾越の祭物となす
一〇 一〇 是のごとく獻祭の事備はりぬれば王の命にしたがひて祭司等はその擔(チ)任場に立ちレビ人はその班列に循が
一一 一二 ひ居り 一一 やがて逾越の物を宰りければ祭司その血(リ)をこれが手より受て洒げりレビ人(ヌ)その皮を剝り 一二 かくて燔
祭の物を移して民の人々の父祖の家の區分に付してヱホバに獻げしむモーセの書に記されたるが如し其牛(ル)に行ふ
一三 ところも亦是のごとし 一三 而して例規のごとくに(ヲ)逾越の物を火にて炙りその他の聖物を鍋釜鼎(ワ)などに烹て一切の
一四 民の人々に奔配れり 一四 かくて後かれら自身のためと祭司等のために備ふ其はアロンの子孫たる祭司等は燔祭と
一五 脂を獻げて夜に入たればなり是に因て斯レビ人自分のためとアロンの子孫たる祭司等のために備ふるなり 一五 ア
サフの子孫たる謳歌者等は(カ)ダビデ、アサフ、ヘマンおよび王の先見者ヱドトンの命にしたがひてその擔任場に居り

イ 代上二三・二六　ロ 代上二三・一二六・　ハ 代下八・一四
ニ 代上九・一〇　ホ 詩一三四・一　ヘ 代下二九・五、一五、三〇・三、一五　闕六・二〇　ト 代下三〇・二四
チ 刪六・一八　リ 代下二九・二二　ヌ 代下二九・三四
ル 利三・三　ヲ 出一二・八、九　申一六・七
ワ 撒前二・一三―一五　カ 代上二五・一

門を守る者等は門々に居てその職務を離るゝに及ばざりき其はその兄弟たるレビ人これがために備へたればなり
一六 一六斯のごとく其日(ヨ)ヱホバの獻祭の事ことごとく備はりければヨシア王の命にしたがひて逾越節を行ひヱホ
一七 バの壇に燔祭を獻げたり 一七即ち其處に來れるイスラエルの子孫その時逾越節を行ひ七日の間酵(タ)いれぬパンの
一八 節を行へり 一八預言者サムエルの日より以來イスラエルにて是のごとく(レ)に逾越節を行ひし事なし又イスラエル
の諸王の中にはヨシアが祭司レビ人ならびに來りあつまれるユダとイスラエルの諸人およびヱルサレムの民と
一九 ともに行ひし如き逾越節を行ひし者一人もあらず 一九この逾越節はヨシアの治世の十八年に行ひしなり
二〇 二〇是(ソ)のごとくヨシア殿をとゝのへし後エジプトの王ネコ、ユフラテの邊なるカルケミシを攻撃んとて上り來
二一 りけるにヨシアこれを禦がんとて出往り 二一是においてネコ使者をかれに遣はして言ふユダの王よ是あに汝の與
る所ならんや今日は汝を攻んとには非ず我敵の家を攻んとするなり神われに命じて急がしむ神われとともにあり
二二 汝神に逆ふことを罷よ恐らくは彼なんぢを滅ぼしたまはんと 二二然るにヨシア面を轉して去ことを肯はず却て
二三 これと戰はんとて服装を變へ(ツ)神の口より出しネコの言を聽いれずしてメギドンの谷に到りて戰ひけるが 二三射手
二四 の者等ヨシア王に射中たれば王その臣僕にむかひて我を扶け出せ我太痍を負ふと言り 二四是(ネ)においてその臣僕等
かれをその車より扶けおろし其引せたる次の車に乘てヱルサレムにつれゆきけるが遂に死たればその先祖の墓に
二五 これを葬りぬユダとヱルサレムみなヨシアのために哀しめり 二五時にヱレミヤ、ヨシアのために哀歌を作れり
謳歌(ム)男謳歌女(ナ)今日にいたるまでその哀歌の中にヨシアの事を述べ(ラ)イスラエルの中(ウ)に之を例となせりその詞は
二六 二七 哀歌の中に書さる 二六ヨシアのその餘の行爲そのヱホバの律法に錄されたる所にしたがひて爲し德行 二七および

その始終の行爲などはイスラエルとユダの列王の書に記さる

第三十六章

一 是において國の民ヨシアの子ヱホアハズを取りヱルサレムにてその父にかはりて王とならしむ
二 (イ)ヱホアハズは二十三歳の時位に即きヱルサレムにて三月が間世を治めけるが 三 エジプトの王ヱルサレムにて彼を廢し且銀百タラント金一タラントの罰金を國に課せり 四 而してエジプトの王ネコ彼の兄弟エリアキムをもてユダとヱルサレムの王となして之が名をヱホヤキムと改めその兄弟ヱホアハズを執へてエジプトに曳ゆけり

五 ヱホヤキムは二十五歳の時位に即きヱルサレムにて十一年の間世を治めその神ヱホバの惡と視たまふことを爲り 六 (ロ)彼の所に(ハ)バビロンの王ネブカデネザル攻のぼりバビロンに曳ゆかんとて(ニ)之を桎械に繋げり 七 (ホ)ネブカデネザルまたヱホバの家の器具をバビロンに携へゆきてバビロンにあるその宮にこれを藏めたり 八 ヱホヤキムのその餘の行爲その行ひし憎むべき事等およびその心に畫みし事などはイスラエルとユダの列王の書に記さる其子ヱホヤキンこれに代りて王となる

九 ヱホヤキンは八歳の時位に即きヱルサレムにて三月と十日の間世を治めヱホバの惡と視たまふ事を爲けるが 一〇 (ヘ)歳の歸るにおよびて(ト)ネブカデネザル王人を遣はして彼と(チ)ヱホバの室の貴き器皿とをバビロンに携へいたらしめ之が兄弟(リ)ゼデキヤをもてユダとヱルサレムの王となせり

一一 (ヌ)ゼデキヤは二十一歳の時位に即きヱルサレムにて十一年の間世を治めたり 一二 彼はその神ヱホバの惡と視たまふ事を爲しヱホバの言を傳ふる預言者ヱレミヤの前に身を卑くせざりき 一三 ネブカデネザル彼をして神を指

イ 王下二三・三〇　ロ 王下二三・三六、三七　ハ 王下二四・一 哈一・六　ニ 王下二四・六 耶二二・一八、一九、三六・三〇　ホ 王下二四・一三 但一・一、二、五・二　ヘ 王下二四・八　ト 王下二四・一〇—一七　チ 但一・一、二、五・二　リ 耶三七・一　ヌ 王下二四・一八 耶五二・一　ル 耶五二・三 結一七・一五、一八　ヲ 王下一七・一四　ワ 耶二五・三、四、三五・一五、四四・四　カ 耶五・二一、二三　ヨ 箴一・二五、三〇

タ耶三二・三、三八・ ソ申二八・四九 王下 二、三 ・六、七、七九・一、七 ウ耶二五・九、一一、一二 井利二六・三四、三五、 オ喇一・一 一〇、一一、一四
六 太二三・三四 二五・一 喇九・七 ネ王下二五・一三 ラ王下二五・一一 二、二六・六、七、 四三 但九・二 ク耶二五・一二、一三、 ヤ賽四四・二八
レ詩七四・一、七九・五 ツ詩七四・二〇、七九・ ナ王下二五・九詩七四 ム耶二七・七 二九・一〇 ノ利二五・四、五 二九・一〇、三三・ マ喇一・二、三

て誓はしめたりしにまた之にも叛けり彼かくその項を強くしその心を剛愎にしてイスラエルの神ヱホバに立かへ
一四 らざりき　一四 祭司の長等(ル)および民もまた凡て異邦人(ヲ)の中にある諸の憎むべき事に傚ひて太甚しく大に罪を犯しヱ
一五 ホバのヱルサレムに聖め置たまへるその室を汚せり　一五 其先祖(ワ)の神ヱホバその民とその住所とを恤むが故に頻り
一六 にその使者を遣はして之を諭したまひしに　一六 彼ら神(カ)の使者等を嘲けり其御言(ヨ)を輕んじその預言者等(タ)を罵りたれ
ばヱホバの怒その民にむかひて起り遂に救ふべからざるに至れり
一七 一七(レ) 即ちヱホバ、カルデヤ人の王を之に攻きたらせたまひければ彼その聖所の室にて劍(ツ)をもて少者を殺し童男
一八 をも童女(ソ)をも老人をも白髮の者をも憐まざりき皆ひとしく彼の手に付したまへり　一八 神の室(ネ)の諸の大小の器皿ヱ
一九 ホバの室の貨財王とその牧伯等の貨財など凡て之をバビロンに携へゆき　一九 神の室(ナ)を焚きヱルサレムの石垣を崩
二〇 しその中の宮殿を盡く火にて焚きその中の貴き器を盡く壞なへり　二〇 また劍をのがれし者等(ラ)はバビロンに擄れゆき
二一 て彼處(ム)にて彼とその子等の臣僕となりペルシヤの國の興るまで斯てありき　二一 是ヱレミヤの口によりて傳はりし
ヱホバの言の應ぜんがためなりき斯この地遂(ヰ)にその安息を享たり即ち是はその荒をる間安息(ノ)して終に七十年滿ぬ
二二 二二 ペルシヤ(オ)王クロスの元年に當りヱホバ嚢(ク)にヱレミヤの口によりて傳へたまひしその聖言を成んとてペルシ
二三 ヤ王クロスの心を感動したまひければ王すなはち宣命をつたへ詔書を出して徧く國中に告示して云く　二三 ペルシ
ヤ(マ)王クロスかく言ふ天の神ヱホバ地上の諸國を我に賜へりその家をユダのヱルサレムに建ることを我に命ず凡そ
汝らの中もしその民たる者あらばその神ヱホバの助を得て上りゆけ

歴代志略下 をはり

歴代志略下

第一章

イ王上二・四六
ロ創三九・二
ハ代上二九・二五
ニ代上二七・一
ホ王上三・四　代上一
六・三九、二一・二九
ヘ申後六・二、一七　代
上一五・一
ト出三一・二
チ出二七・一、二、三八
・一、二
リ王上三・四
ヌ王上三・五、六
ル代上二八・五
ヲ王上三・七、八
ワ民二七・一七　申三一　下九・二二　傳二・九
一・二
カ王上三・九
ヨ王上三・一一―一三
タ代上二九・二五　代

一 一ダビデの子(イ)ソロモン堅くその國にたてりその神(ロ)ヱホバこれとともに在して之を(ハ)甚だ大ならしめ
二 たまひき　二茲にソロモン、イスラエルの一切の人々すなはち(ニ)千人の長百人の長裁判人ならびに
三 イスラエルの全地の諸の牧伯等宗家の長などに告る所あり　三而してソロモンおよび全會衆とともに(ホ)ギベオンなる
四 崇邱に往りヱホバの僕モーセが荒野にて作りたる神の集會の幕屋かしこにあればなり　四(ヘ)されど神の契約の匱
はダビデすでにキリアテヤリムよりこれが爲に備へたる處に携へ上れりダビデ嚢にヱルサレムにて之が爲に幕屋
五 を張まうけたりき　五またホルの子ウリの子なる(ト)ベザレルが作りたる(チ)銅の壇彼處にヱホバの幕屋の前に
六 ありソロモンおよび會衆これに就きて求む　六即ちソロモン彼處に上りゆき集會の幕屋の中にあるヱホバの前
なる銅の壇に就き燔祭(リ)一千を其上に獻げたり
七 八 七その夜(ヌ)神ソロモンに顯れてこれに言たまひけるは我なんぢに何を與ふべきか求めよ　八ソロモン神に申し
九 けるは汝は我父ダビデに大なる恩惠をほどこし又我をして(ル)彼に代りて王とならしめたまへり　九今ヱホバ神よ
願くは我父ダビデに宣ひし事を堅うしたまへ其は(ヲ)汝地の塵のごとき衆多の民の上に我を王となしたまへばなり
一〇 一〇我が(ワ)此民の前に出入することを得んために今我に(カ)智慧と智識とを與へたまへ斯のごとき大なる汝の民を誰か
一一 鞫きえんや　一一(ヨ)神ソロモンに言たまひけるは此事なんぢの心にあり汝は富有をも財寶をも尊貴をも汝を惡む者の
生命をも求めずまた壽長からんことをも求めず惟智慧と智識とを己のためにもとめて我が汝を王となしたる我民
一二 を鞫かんとすれば　一二智慧と智識は已に汝に授かれり我また(タ)汝の前の王等の未だ得たること有ざる程の富有と